
第6 将来像を実現するための計画

- 1 施策の体系
 - 基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす
 - 基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる
 - 基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる
 - 基本方針4 市民・企業・行政の協働
 - 2 選択と集中による効果的な取組みの推進
 - 3 基本方針別の具体的な取組み
 - 4 計画の推進に当たって
-

第6 将来像を実現するための計画

1 施策の体系

将来像の実現に向けて、4つの基本方針ごとに、以下のような施策等を位置づけます。

基本方針	施策方針	施策
<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 緑と水の将来像 「緑と水の都市」 1 ふるさとこの緑と水をまもり・いかに 「昔からの自然の骨格の継承」と「暮らしと歴史に育まれた緑と水の保全・活用・継承」 </div>	① 狭山丘陵の緑の保全・活用	(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全・活用 (2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復 (3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用
	② 水辺の保全・活用	(1) 水辺空間の整備・保全・活用 (2) 湧水の保全
	③ 生物多様性の保全・回復	(1) 多様な生物の生息環境の保全・回復
	④ 農地の保全・活用	(1) 農地の保全 (2) 農地を活かしたまちづくり
	⑤ 多様な緑空間の活用	(1) 多様な緑空間を活かしたまちづくり
	⑥ 樹林地の保全	(1) 樹林・樹木の保全 (2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全
	⑦ 都市公園施設の管理	(1) 都市公園の長寿命化
	⑧ 緑のリサイクル	(1) 緑のリサイクルシステムづくり (2) 雑木林のサイクルの回復

具体的な取組み	掲載頁
1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進 2 緑地保全制度の継承 3 都市計画緑地の保全と公有地化 4 多様な手法の活用による狭山丘陵の民有緑地の保全	P58 P58 P58 P60
5 自然生態系の調査 6 樹林等の適正な管理 7 環境教育活動の充実	P60 P60 P60
8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用	P60
9 水と生き物にふれあう川づくり 10 奈良橋川における環境整備 11 前川の保全 12 河川の水質向上・浄化対策 13 野火止用水の保全	P62 P62 P62 P62 P64
14 湧水と周辺の緑の保全	P64
15 トウキョウサンショウウオ等の生息地の保全 16 外来種対策	P66 P67
17 農地環境の整備 18 生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定と活用	P68 P68
19 市民農園の整備 20 観光農業及び学校農園の推進 21 農地の活用による防災機能の強化	P69 P69 P69
22 空き地等の活用による公開緑地の創出	P70
23 保存樹林・保存樹木の指定制度の充実 24 保存樹林・保存樹木のPR 及び支援の検討	P70 P70
25 歴史的な緑及び原風景を形成する緑の保全	P70
26 公園施設長寿命化計画の推進	P71
27 剪定枝や落ち葉のリサイクル	P71
28 雑木林における多様なサイクルの回復	P71

第6 将来像を実現するための計画

	基本方針	施策方針	施策
緑と水の将来像 「緑と水の都市」	2 緑の拠点とネットワークをつくる 「市全体と地域の特性をいかした多様な緑の創出」と「緑と水の資源をつなぐネットワークの創出」	① 公園・緑地等の適正な配置	(1) 公園・緑地等の配置計画
		② 市民ニーズに合った公園の整備・管理・活用	(1) 身近な公園づくり (2) 安全・安心な公園づくり (3) 特色ある公園づくり
		③ 緑と水によるネットワークの形成	(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成 (2) 歩道及び自転車通行空間の整備・活用 (3) 生態的なネットワークの形成
	3 緑と花があふれるまちをつくる 緑と花によるまちの個性と彩りの創出	① 公共空間の緑化	(1) 公園の緑化
			(2) 道路の緑化 (3) 公共公益施設の緑化 (4) 駅周辺の緑による顔づくり
			② 緑化重点地区

具体的な取組み	掲載頁
29 多様な緑の空間の配置 30 都市基幹公園の管理・活用	P72 P72
31 地域の特性に応じた公園の整備・管理・活用	P73
32 誰もが安心して利用できる公園の管理	P73
33 特色ある公園づくりの推進	P73
34 花木を活かしたネットワークの形成	P74
35 既存ルートを活用 36 幹線道路の歩道整備 37 河川管理用通路の活用 38 ウォーキングマップの活用促進	P74 P74 P74 P75
39 生物の移動・生息環境の維持	P75
40 季節感のある植栽の実施 41 植栽の適正な管理	P76 P76
42 季節感のある植栽の実施 43 ポケットパーク的空間の整備 44 道路の緑化及び街路樹の適正な管理	P76 P76 P77
45 季節感のある植栽等の実施 46 接道部や建物等の緑化	P77 P77
47 駅周辺の緑と花による顔づくり	P77
48 緑化重点地区の指定	P77

第6 将来像を実現するための計画

基本方針	施策方針	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緑と水の将来像 「緑と水の都市」</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4 市民・企業・行政の協働</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民・企業・行政の多様な連携による緑の保全・活用・創出</p>	<p>① 緑化のしくみづくり</p>	<p>(1) 公園・緑地等の計画・整備・管理・活用</p>
	<p>② 緑化の支援体制づくり</p>	<p>(1) 多様な活動の支援</p> <p>(2) 緑化知識習得機会の創出</p> <p>(3) 情報発信機能等の強化</p> <p>(4) 環境緑化基金の活用推進</p>
	<p>③ 緑の普及・啓発</p>	<p>(1) イベントの開催</p> <p>(2) 緑化の奨励</p> <p>(3) ガイドブック等の作成</p> <p>(4) 緑の調査・教育</p>

第6 将来像を実現するための計画

具体的な取組み	掲載頁
49 多様な主体の連携・協働による計画・整備・管理・活用	P78
50 民間活力による公園の計画・整備・管理・活用	P78
51 市民花壇の整備	P78
52 市民参加による街路樹等の管理	P78
<hr/>	
53 ボランティア等の育成・支援	P79
54 講習会や園芸教室等の開催の推進	P79
55 情報発信機能等の強化	P79
56 環境緑化基金の活用推進	P79
<hr/>	
57 市民参加イベントの開催	P81
58 住宅地の緑化の奨励	P81
59 工場・事業所の緑化の奨励	P82
60 商店街の緑化の奨励	P82
61 駐車場の緑化の奨励	P82
62 保存生垣制度活用の奨励	P82
63 街づくり条例や地区計画制度を活用した緑化の推進	P83
64 緑のガイドブック等の作成	P83
65 市民協働による自然環境の調査・学校教育との連携	P83

2 選択と集中による効果的な取組みの推進

(1) 重点取組の選定

前頁「1 施策の体系」では、緑と水の将来像「緑と水の都市」の実現に向けて、4つの基本方針ごとに、65の具体的な取組みを位置づけています。これらの取組みは、将来像の実現に向けて必要と考えられる取組みを網羅していますが、計画期間や財源が限られる中、将来像の実現を効果的に進めるためには、重点的に取組むべき施策を重点取組として選定し、選択と集中により効果的に事業を推進する必要があります。そこで、4つの基本方針ごとに、「第4 緑と水の現況と課題」で抽出した「改定における視点」（下記）を踏まえて「重点取組」を選定することとします。なお、「重点取組」については、計画期間中に優先的に取組むものとし、中間年次など計画期間の途中段階で、進捗を把握し、進捗状況に応じた改善などに取組むものとしします。

【改定における視点】（31 ページ再掲）

- ①緑と水の資源を保全するとともに、交流人口の増化に寄与するように積極的に活用を図る計画とします。
- ②農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とします。
- ③樹林地の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化緩和に資する計画とします。
- ④公園・緑地だけでなく、多様な緑の創出と整備を図る計画とします。
- ⑤河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図る計画とします。
- ⑥緑や花による緑化の推進を図る計画とします。
- ⑦緑と水に関する広範な取組みにおいて、市民・市民団体・企業等との協働を深める計画とします。

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかすに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組	改定における視点
①	(1)	1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進	①
④	(1)	18 生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定と活用	②
④	(2)	19 市民農園の整備	②
⑦	(1)	26 公園施設長寿命化計画の推進	①
⑧	(2)	28 雑木林における多様なサイクルの回復	③

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくるに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(1)	29 多様な緑の空間の配置	④
②	(3)	33 特色ある公園づくりの推進	①
③	(1)	34 花木を活かしたネットワークの形成	⑤

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくるに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(4)	47 駅周辺の緑と花による顔づくり	⑥
②	(1)	48 緑化重点地区の指定	⑥

基本方針4 市民・企業・行政の協働に関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(1)	51 市民花壇の整備	⑦
②	(1)	53 ボランティア等の育成・支援	⑦
③	(1)	57 市民参加イベントの開催	⑦

(2) 取組み進捗状況確認指標の設定

将来像の実現には、4つの基本方針の進捗が欠かせません。また、その進捗管理及び検証を効率的に行う必要があります。そこで、4つの基本方針の進捗度合いを検証する一つの指標として、前項において4つの基本方針ごとに選定した「重点取組」から特徴的な取組みを抽出し、確認指標として目標値を定めます。

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす
確認指標① 生産緑地地区の面積

具体的な取組み 18(重点取組)関連

【目標設定の考え方】

- ・第一次計画の期間中における生産緑地減少率（平成10年から平成29年の19年間の年平均減少率：旧法1.89%、新法1.28%）を維持します。
- ・地区指定から30年が経過すると買取り申出が可能となり、多くの農地が宅地等に転用され、急激に減少することが考えられるため、特定生産緑地への指定促進を図ります。
- ・特定生産緑地の指定を促進するような具体的取組みを行わない場合の指定率を、国土交通省の資料から以下のように75%と想定します。
 [特定生産緑地への指定意向の割合（アンケート結果）]
 A：全ての農地を移行する60%
 B：5割以上移行15%+5割未満移行5%+分からない9%=29%のうち約半数の15%が移行すると想定
 C：特定生産緑地の指定率：A（60%）+B（15%）=C（75%）
- ・東大和市では、第一次計画の期間中における生産緑地減少率を維持しつつ、特定生産緑地の指定率75%に5%上乗せした80%の移行を目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
生産緑地地区の面積	44.63ha	34.99ha	33.03ha以上

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす
確認指標② 市民農園の貸し出し数

具体的な取組み 19(重点取組)関連

【目標設定の考え方】

- ・「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指数「市民農園の貸し出し数」の目標は、現況（平成27年）：226区画、目標（平成38年）：現況値より増加を目指すとしています。
- ・「東大和の環境（平成28年度版）」の現況値：195区画を基準年値に設定し、上記の環境指数・目標値である「226区画より増加を目指す」との整合を図ります。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
市民農園の貸し出し数	195区画	210区画より増加 を目指します	226区画より増加 を目指します

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる
確認指標③ 特色ある公園の数

具体的な取組み 33(重点取組)関連

【目標設定の考え方】

- ・開設後も地域の応援・愛着をもっていただけるよう、地域住民と十分に協議のうえ、中間年次までに、既存公園の中から1箇所、特色ある公園の整備を目指します。
- ・計画期間内に3箇所に増やすことを目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
公園の数	0箇所	1箇所	3箇所

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

具体的な取組み 47(重点取組)関連

確認指標④ 市民協働で管理されている駅周辺の花壇の箇所数

【目標設定の考え方】

- ・中間年次までに、既に花壇が整備されている東大和市駅もしくは玉川上水駅に、新たな花壇を1箇所整備することを目指します。
- ・現在、花壇が整備されていない上北台駅なども含めて、さらに2箇所の花壇を増やすことを計画期間内に目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
花壇の箇所数	2箇所	3箇所	5箇所

基本方針4 市民・企業・行政の協働

具体的な取組み 53(重点取組)関連

確認指標⑤ 市民の緑と水に関わるボランティア参加率

【目標設定の考え方】

- ・緑と水に関わるボランティアの参加率の倍増を目指します。
- ・「緑と水に関する市民アンケート調査結果」から既に緑と水に関わるボランティアに参加している市民の割合：1.4%を、倍の2.8%に増やすことを計画期間内に目指します。

表. 取組みの目標値

		現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
ボランティア参加率		1.4%	2.1%	2.8%
参考	都市計画区域人口 に対する割合	1,187 人	1,798 人	2,391 人
	都市計画区域人口	約 84,800 人	約 85,600 人	約 85,400 人

基本方針4 市民・企業・行政の協働

具体的な取組み 57(重点取組)関連

確認指標⑥ 狭山丘陵における体験学習の参加者数

【目標設定の考え方】

- ・「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指数「狭山丘陵における体験学習の参加者数」の目標は、現況（平成 27 年）：25 人/回、目標（平成 38 年）：40 人/回としています。
- ・「東大和の環境（平成 28 年度版）」の現況値：265 人/12 回=22.08 人/回を基準年値に設定し、上記の環境指数・目標値との整合を図ります。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
参加者数	22 人/回	34 人/回	42 人/回

3 基本方針別の具体的な取組み

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

施策方針① 狭山丘陵の緑の保全・活用

(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全・活用

1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進【重点取組】

- 東京都と埼玉県にまたがる広大な狭山丘陵の緑と水の活用を促進するため、東京都、関係市町、公園管理者等と連携して、イベント開催等を推進します。

2 緑地保全制度の継承

国は、首都圏近郊緑地保全法に基づき首都圏とその周辺の緑地の保全と無秩序な市街化を防止するため、狭山緑地とその南側の斜面地を近郊緑地保全区域として指定しています。また、東京都は、自然公園法に基づき優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図るため、瑞穂町から東村山市にかけての狭山丘陵を都立狭山自然公園として指定しています。



都立狭山自然公園

- 国及び東京都と連携して、これらの制度を継承していきます。併せて、都立公園も含めた都営地のサクラの維持・更新について、東京都に要請していきます。

東京都は、都市計画法に基づき都市の美観や風致を維持するため、多摩湖南側の湖畔地区を中心に「廻田風致地区」を指定しています。平成26年には、権限移譲により市が風致地区条例を制定し、建築等の行為の許可等の事務を行っています。

- 今後も風致地区の指定を維持し、制度を継承していきます。

3 都市計画緑地の保全と公有地化

狭山丘陵の保全のため、狭山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地が都市計画決定されています。また、その一部は都市公園として一般の利用に供しています。

- 現在、市は東大和狭山緑地を公園・緑地として公有地化を進めており、引き続き公有地化を進めるとともに、施設の充実を図っていきます。
- また、東大和芋窪緑地については、東京都に公有地化を要請していきます。



東大和芋窪緑地

●コラム1 「狭山丘陵」はどんな場所？

東大和市の北に位置する狭山丘陵は、東京都東村山市・東大和市・武蔵村山市・西多摩郡瑞穂町、埼玉県所沢市・入間市の5市1町にまたがる広大な緑地です。

● 東大和市だけでなく、東京都や首都圏の中でも貴重な自然環境

多摩湖を含む狭山丘陵は、市街化の進んだ首都圏にあって、相当規模のまとまりを持つ樹林地等が残り、良好な自然環境、すぐれた自然の風景を形成しています。

このような貴重な自然環境を保全するとともに、利用の増進を図るために、市だけでなく国や東京都が、以下に示すような各種の法制度の指定を行い、保全や利活用を推進しています。また、その一部が都市公園として整備され、利用されています。

区域の名称		指定(決定)年	根拠法等
都立狭山自然公園		昭和26年	自然公園法、東京都自然公園条例
都市計画緑地	第6号狭山緑地	昭和32年	都市計画法
	第5号東大和緑地	昭和47年	
	第9号東大和狭山緑地	昭和60年	
	第10号東大和芋窪緑地	平成3年	
狭山近郊緑地保全区域		昭和42年	首都圏近郊緑地保全法

● 多様な生物の生息・生育の場

環境省は、国土の生物多様性保全の観点から重要な地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的にして、下記の選定基準に基づいて「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」を選定しています。

基準1：多様で優れた二次的自然環境を有する

基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する

基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する

東京都内では8つの選定地があり、狭山丘陵は上記基準のすべてに当てはまるとして選定されています。

● トトロの森

狭山丘陵は『となりのトトロ』の舞台のモデルの一つになっていわれています。

このトトロの森・狭山丘陵を守るために、市民や企業から寄付を募って美しい自然などを買い取って将来に引き継いでいくナショナル・トラストという活動が、公益財団法人トトロのふるさと基金によって進められています。

このトラスト取得地（トトロの森）は、東大和芋窪緑地にも2箇所（計約1ha）あり、公益財団法人トトロのふるさと基金では、現況の植物等の調査を行い、その結果を踏まえた管理方針を策定した上で、ボランティアの協力を得ながら保全の取組みを進めていくとしています。

4 多様な手法の活用による狭山丘陵の民有緑地の保全

狭山丘陵の南側には、社寺林と民有の樹林地が一団の緑として残されています。この緑は、狭山丘陵の緑地を連続的につなぐ役割を担っています。

- これらの樹林地について、都市環境の保全、都市景観の維持のために、都市緑地法に基づく市民緑地制度や東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づく保存樹林など多様な緑地保全手法の組み合わせによる保全を検討していきます。

(2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復

5 自然生態系の調査

- 自然保護思想の普及を図るため、生息する生物の実態調査を実施します。

6 樹林等の適正な管理

東大和狭山緑地では、市民団体により萌芽更新が行われています。

- 狭山丘陵の生態系を守るため市民協働による計画的な萌芽更新などの管理を継続していきます。
- また、市民と行政が協働で計画的な萌芽更新などの管理を実施できるよう体制を整えます。
- さらに、狭山丘陵の生態系を守り、二次林としての保全を図るため、市民団体などと協力しながら、東大和狭山緑地の樹林等の適正な管理のマニュアルや計画等を定め、良好な保全に努めます。



萌芽更新（草刈り作業）

7 環境教育活動の充実

郷土博物館では、狭山丘陵や多摩湖を観察地として、自然観察会などを行っています。

- 今後も、環境教育活動の充実を図っていきます。

(3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用

8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用

- 東京都と連携し、狭山丘陵の自然環境の保全に配慮しながら、散策やサイクリング、アスレチック、郷土博物館が行うバードウォッチング、狭山丘陵に自生する野草の観察など、自然と人との共生を体験できる場として積極的な活用を図っていきます。

●コラム2 雑木林の「萌芽更新」とは？

雑木林では、薪や炭などを得るために定期的に伐採と更新を繰り返す循環型の利用が行われてきました。また、農業用の肥料とするための落ち葉かきなど、人の手が入ることによってその環境が維持されてきました。さらに、定期的な伐採や落ち葉かきなどにより、多様な下層植生に恵まれ、昆虫や小動物が生息する生物多様性に富んだ場所となっていました。

雑木林の「萌芽更新」は、この循環型の緑地管理手法の一つです。広葉樹の幹を切ると、切り株からたくさんの芽が伸びてきます。この芽を育てることを「萌芽更新」と呼び、15～20年のサイクルで萌芽更新をくり返すことで雑木林の維持・再生を図り、多様な生物の生息空間を保全しています。

●萌芽更新の流れ



●活動紹介 市立狭山緑地の萌芽更新の取組み

「東大和市狭山緑地雑木林の会」では、市立狭山緑地で月4回の活動(萌芽更新・落ち葉清掃・下草刈り・樹木の剪定等)を行い、適正な管理に努めています。現在、会の登録者数は約50名程度で、活動時には市内や近隣市から約25名程度の方々が参加しています。

このほか、毎年「環境市民の集い」に出展し、工作指導や炭や竹酢液・木酢液の無料配布等を行っています。また、間引きした竹やコナラを利用した炭焼きやタケノコ掘りの体験指導、竹とんぼ作りなどの指導等も実施しています。



(活動写真)
東大和の環境(平成28年度版)

炭焼き作業

第6 将来像を実現するための計画

施策方針② 水辺の保全・活用

(1) 水辺空間の整備・保全・活用

9 水と生き物にふれあう川づくり

現在、東京都により空堀川と奈良橋川の整備が進められています。引き続き、水辺空間が市民のふれあいと憩いの場となるよう、東京都と連携して、適正な維持管理を行っていきます。

- 人が水と生き物にふれあえる親水空間として、治水や河川の管理上支障のない範囲で河川の自然の営みを活かし、良好な河川環境を創出するための整備を行うよう、東京都に要請していきます。
- 空堀川と奈良橋川の両岸に整備される管理用通路については、植栽するなど市民のふれあいと憩いの場となるよう、東京都に要請していきます。
- 旧河川敷地を活用し、親水機能を確保した快適な歩行空間となるよう、東京都に要請していきます。



空堀川

10 奈良橋川における環境整備

- 流域に緑が多く残り変化のある奈良橋川の整備に際し、歩行者や自転車が自由に通行できる管理用通路の整備や水辺と緑が一体となった快適な環境の河川となるよう東京都に要請していきます。

11 前川の保全

- 前川については、機能や安全性等を踏まえた上で、市街地における貴重なオープンスペースとして、引き続き保全していくとともに、環境改善に向けた検討を行います。

12 河川の水質向上・浄化対策

空堀川や奈良橋川については、公共下水道等の普及により水質が改善され、魚等の生息が確認されています。

- 流域自治体と連携を図り、また、市民との協働により、引き続き水質の向上と浄化対策を図っていきます。

●コラム3 東大和市内の「河川」

東大和市内には、空堀川・奈良橋川・前川が流れています。

東京都の柳瀬川流域内にある空堀川及び奈良橋川は、東京都の「柳瀬川流域河川整備計画」に位置づけられており、「洪水に対する安全性を向上すると共に、生態系に配慮した川づくりや、水辺に親しめる川づくり」が進められています。

●活動紹介 空堀川の「いい川づくり」の取り組み

「空堀川を考える会」では、空堀川の清掃活動を年3回（4月、7月、11月）実施しています。現在、会員数は15名程度で、河川管理者である東京都（北多摩北部建設事務所）が後援し、市と地元企業が協賛、（公益財団法人）東京都公園協会から助成を受けています。

ゴミ拾いや草刈りなどのクリーンアップ活動を行い、市民や地元企業の方のボランティア体験の場としています。



(活動写真)

(活動写真)

●活動紹介 日本ユネスコ協会連盟「プロジェクト未来遺産」登録

「玉川上水ネット」は、玉川上水流域で活動する17の市民団体と6個人がネットワークを形成し、情報共有しながら、調査活動や自然観察会、自生ホタルの復活・研究をはじめ、次世代とともに、玉川上水および武蔵野の自然環境と歴史・文化的景観を守る活動を行っています。

それらの活動は、日本ユネスコ協会連盟の「プロジェクト未来遺産 2016」に登録されています。地域の豊かな自然や文化を100年後の子ども達に残すため、その構成団体の一員として「玉川上水野火止用水ネットワーク・東大和」が参画しています。



(活動写真)

(活動写真)

13 野火止用水の保全

東京都は「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全するため、野火止用水を歴史環境保全地域として指定しています。

- 東京都と連携して、歴史環境保全地域の指定を継承し、良好な野火止用水の緑と水辺環境を保全していきます。



野火止用水歴史環境保全地域

また、市民と行政の協働により、かつてホタルが飛びかった野火止用水にホタルを回復する取組みを進めてきました。

- 今後は、生息環境としての適切性など、ホタル回復の取組みの継続性について検討していきます。

(2) 湧水の保全

14 湧水と周辺の緑の保全

- 狭山丘陵のふもとに点在する湧水について、東京都と連携を図り、地下水の湧水量や水質の調査を実施し、湧水地点及び周辺環境の保全を図っていきます。

●コラム4 東大和市内の「湧水」

東京都環境局が湧水の保護と回復を図るために57か所の湧水を「東京の名湧水57選」として平成15（2003）年1月に発表しています。

東大和市内では、二ツ池公園と湖畔ビオトープの2箇所が名湧水に選出されています。

●二ツ池公園（東大和20景）

二ツ池公園は、都立東大和公園の西側に接した約3,000㎡の街区公園です。池は前川の源流部になっており、昭和30年代前半までは、周辺にあった「狭山田んぼ」の用水でした。水田がなくなったあと、昭和53（1978）年に公園として生まれかわりました。

池には小魚の姿も見られ、子どもから大人まで市民の憩いの場として利用されています。



二ツ池公園

●湖畔ビオトープ

湖畔ビオトープは、狭山丘陵の麓に位置し、崖線から湧出する水を利用した約400㎡程度のビオトープ池です。

市民ボランティアの協力を得て、管理・整備等を行っており、児童・生徒の環境学習活動に活用されています。

また、ホタルの飼育にも取り組まれており、市民に親しまれています。



湖畔ビオトープ

施策方針③ 生物多様性の保全・回復

(1) 多様な生物の生息環境の保全・回復

15 トウキョウサンショウウオ等の生息地の保全

狭山丘陵にはトウキョウサンショウウオが生息しており、市民と行政の協働により保護されています。また、この他にも市内にはオオムラサキやハルゼミなどの希少な生物の生息が確認されています。

- これら多様な生物の生息空間を保全するため、希少な生物の生息地に隣接する樹林や河川、池などの維持保全、特色ある公園の整備、二ツ池などでの外来種駆除などの対策を行います。



トウキョウサンショウウオ
出典：東京都環境局

●コラム5 マツ林に生息する「ハルゼミ」

ハルゼミとは、和名のとおりに、4～6月にマツ林に発生するセミ科の昆虫です。日本ではマツ林の減少に伴い、個体数が減少したことから、多くの自治体で絶滅危惧種に指定されています。

東大和市では、多摩地区唯一のハルゼミの生息地といわれている都立東大和公園のマツ林がありますが、松枯れ病により多くのアカマツが枯れ、ハルゼミも減少しています。

●ハルゼミの特徴

ハルゼミは、体長約35mmの小型のセミで、背面は全体黒っぽく、腹側は白色を帯びています。

幼虫はアカマツを寄主とし、アカマツ林に特異的に発生します。成虫はセミ類の中では最も早く4月下旬から出現し、アカマツにとまって晴天時に合唱します。鳴き声も「ジージー」、「ゲーキョゲーキョ」、「ムゼームゼー」と特徴的です。



(ハルゼミ)
環境省 HP

●活動紹介 アカマツの保全の取り組み

都立東大和公園では、東京都による「多様な生物が生息する都立公園づくり」が進められており、自然環境調査や周辺自治会・市民団体などとの検討会を経て、生物多様性に配慮した保全管理計画が策定されています。この計画では、ハルゼミの生息環境となるアカマツ林の保全・再生を目指しています。

アカマツ林の保全・再生においては、都立東大和公園の指定管理者と市民団体「東大和市環境を考える会」によって、アカマツや雑木林の保全を目指した下草刈り及び自然観察会等を開催しています。

若いアカマツを育てるためにはマツブツクリから落ちた種を育てていく必要がありますが、都立東大和公園では以前から取り組みが行われ、一部のアカマツは4～5mまで育っています。



(活動写真)

16 外来種対策

- アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討します。
- また、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行います。

●コラム6 「外来種」とは？

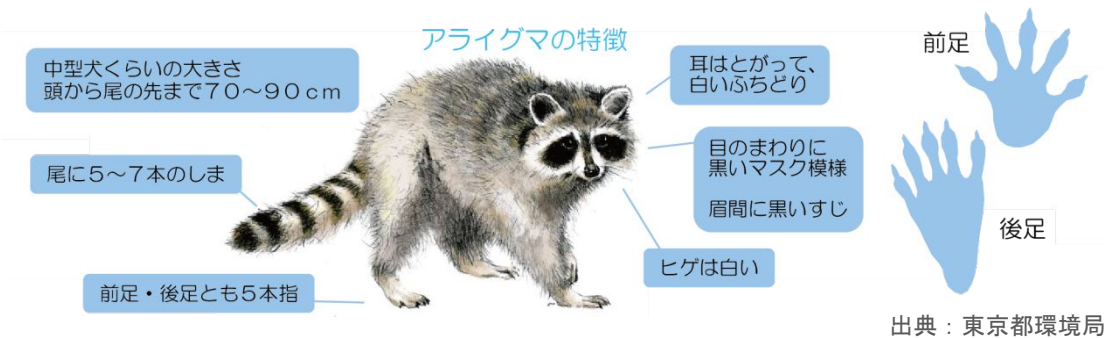
「外来種」とは、人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種です。東大和市では、アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討しており、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行っています。また、捕獲器を設置することによるハクビシンの捕獲及び回収処分（無料）を行っています。

●「特定外来生物」とは？

「特定外来生物」とは外来生物法で、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された生物です。東大和市でも対策に取り組んでいるアライグマやオオキンケイギク等も「特定外来生物」です。

■アライグマ

アライグマは北アメリカ大陸、ハクビシンは中国南部・東南アジアなどから持ち込まれた外来生物です。近年、東京都では23区や多摩地区とともに目撃数や捕獲数が増加しています。



■オオキンケイギク

オオキンケイギクは、5月～7月頃にかけて、鮮やかな黄色の花をつけます。強靱な繁殖力を持つため、一度定着すると、存来の野草を駆逐し、周辺の景観を一変させてしまっています。



出典：国立環境研究所

施策方針④ 農地の保全・活用

(1) 農地の保全

17 農地環境の整備

市街地の貴重な緑地空間である農地には、周辺環境との調和が求められます。

- 外周部に適切に緑を配置したり、表土の流失を防止する措置を講じるなど、市民生活と調和した農地環境の整備を促していきます。

18 生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定と活用【重点取組】

社会情勢の変化に伴い、都市農業の有する供給、防災、景観・環境保全、交流など多様な機能が再評価されています。国は、平成 27 年に制定した都市農業振興基本計画において、都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全することとしました。また、都市緑地法の改正により、都市農地は貴重な緑地として位置づけられました。



生産緑地

- 市では、生産緑地法の改正を受け、生産緑地地区の指定要件を緩和する条例を制定し、農地の生産緑地としての保全に努めています。
- このように、農地のあるまちづくりを進めるため、市街地の貴重な緑地空間である農地は、農業振興施策との連携のもと、都市にあるべきものとして保全するとともに活用（公園や市民農園等）に努めていきます。
- このため、生産緑地地区に指定されていない農地の追加指定を図るとともに、地区指定から 30 年を経過し、買取り申出が可能になる生産緑地地区について、特定生産緑地への指定促進を図ります。
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行（平成 30 年 9 月 1 日）により、農地の所有者は、相続税の納税猶予の適用を受けたまま、自ら耕作を行う者又は市民農園を開設する者に都市農地（生産緑地）を貸し出すことが可能となりました。これにより、都市農地（生産緑地）が有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られます。こうした制度について、PR に努めていきます。

(2) 農地を活かしたまちづくり

19 市民農園の整備【重点取組】

市民農園は市民が直接土に触れ、野菜等を収穫したり、交流を図ったりすることができる貴重な空間です。

- 農業の収穫体験等ができる機会の提供などに向け、農家や農協と連携して、市街地の貴重な緑地空間である農地を市民の緑とのふれあいの場として、市民農園などに活用できるよう検討を進めます。



市民農園

20 観光農業及び学校農園の推進

市内で生産される農産物は、消費者が自ら収穫したり直接購入したりすることにより、店舗での購入とは違った喜びが得られます。

- 地域の特性を活かした観光型農業の推進、観光振興と連携した観光農業のPRを推進します。
- また、学校教育の中で生物や植物を知り農業体験を行うための施設として、学校からの要請に応じて、学校農園の整備（体験教育・環境教育）を行っていきます。

21 農地の活用による防災機能の強化

市では防災機能の確保を目的に、災害時協力農地の登録を行っています。

- 災害時協力農地の登録を市民にPRするなど、都市農地による防災機能の強化に努めます。



災害時協力農地

第6 将来像を実現するための計画

施策方針⑤ 多様な緑空間の活用

(1) 多様な緑空間を活かしたまちづくり

2.2 空き地等の活用による公開緑地の創出

財政面から、市が新たに用地を取得し、都市公園を整備していくことには限界がある一方で、市内には、未利用の空き地等が見受けられます。

- こうした民有の空き地等について、都市緑地法に基づく市民緑地認定制度等を活用し、地域の自治組織や NPO 法人等と協力しながら、公園と同等の公開された緑地空間を創出する取組を検討します。

施策方針⑥ 樹林地の保全

(1) 樹林・樹木の保全

2.3 保存樹林・保存樹木の指定制度の充実

東大和市みどりの保護・育成に関する条例により、良好な自然環境資源となる一定の樹林地や樹木等について、保存樹林及び保存樹木に指定しています。

- この制度を維持し、市の良好な自然環境資源として樹林・樹木の現状把握及び保全に努めていきます。

2.4 保存樹林・保存樹木の PR 及び支援の検討

保存樹林、保存樹木は、市街地の緑として市民共有の財産と言えます。

- 市民の理解と愛着を深めるとともに、制度の活用を促進していくため、市報やホームページなどを活用した既指定の保存樹林や保存樹木の PR、表彰などの支援策の検討に努めます。

(2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全

2.5 歴史的な緑及び原風景を形成する緑の保全

狭山丘陵一帯に点在する寺や神社の敷地は、まちの歴史とともに育まれてきた歴史的な緑の風景となっています。また、一部の住宅に残されている屋敷林や防風林は、暮らしに育まれてきた原風景を形成する緑と言えます。

- 東京都と連携し、都市緑地法に基づく市民緑地制度や東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づく保存樹林など、多様な緑地保全制度の組み合わせにより、子どもたちに残したいふるさとらしい緑の景観（原風景）としての保全を検討していきます。



巖島神社と東大和狭山緑地

施策方針⑦ 都市公園施設の管理

(1) 都市公園の長寿命化

26 公園施設長寿命化計画の推進【重点取組】

市では、老朽化が著しい市内の都市公園を対象に「東大和市公園施設長寿命化計画(平成26年)」を策定しました。

- この計画に基づき、公園施設の適切な維持管理のもと、施設の機能保全とライフサイクルコストの縮減を推進します。



新しいテーブルベンチが設置された展望広場
(東大和狭山緑地)

施策方針⑧ 緑のリサイクル

(1) 緑のリサイクルシステムづくり

27 剪定枝や落ち葉のリサイクル

市では、剪定枝破砕車両を保有し、農家の要請により出前でチップ化に対応しているほか、東大和狭山緑地の剪定枝等をチップ化して遊歩道などに使用しています。

- 公園や街路樹等の剪定枝のチップ化を進めるとともに、公園等での活用方法について検討していきます。

狭山丘陵の落ち葉については、古くから堆肥等をはじめ、農業に利用されています。

- 公園や街路樹の落ち葉については、堆肥化し公園等に還元するなどの活用方法について検討していきます。
- また、個人住宅の落ち葉については、自宅敷地内で生ごみに加えて、堆肥をつくる取組みなどを推奨していきます。



(2) 雑木林のサイクルの回復

28 雑木林における多様なサイクルの回復【重点取組】

東大和狭山緑地では、市民団体により萌芽更新が行われ、剪定枝等のチップ化や落ち葉の堆肥化、炭焼き体験などが行われています。

- 東大和狭山緑地等において、市民団体等と連携して、萌芽更新や下草刈りなど適正な管理に取組み、資源循環の形成や自然に対する人間の働きかけや自然とのふれあいの回復、さらには、生物多様性の保全・再生など、かつての雑木林のサイクルの回復に努めます。

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

施策方針① 公園・緑地等の適正な配置

(1) 公園・緑地等の配置計画

29 多様な緑の空間の配置【重点取組】

- 既に都市計画決定済みで未整備の街区公園や近隣公園、並びに市の条例に基づくことも広場については、財政状況に応じて、整備を検討します。なお、未整備の都市計画公園については、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（平成23年）」の今後の改定に合わせた検討を行います。
- 地区計画を決定している東京街道団地地区では、緑のネットワークの構築により、ゆとりとうるおいが溢れ、安全に安心して住み続けられる住宅市街地の形成を目指しており、この実現に向けた公園・広場等の整備を進めます。
- また、歩いていける距離（概ね250m圏）に都市公園がない地域を中心に、都市緑地法に基づく市民緑地制度や市民緑地認定制度を活用した民間による市民緑地など、多様な緑の空間の配置を検討していくことで、近隣のコミュニティ形成や地区防災などに貢献していきます。

30 都市基幹公園の管理・活用

総合公園は、市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用のための公園で、都市の規模に応じ、面積10～50haを標準として配置することとされています。

- 市では、上仲原公園を総合公園として整備しており、今後も適正な維持管理を行うとともに、必要に応じて機能の更新を行うことで、レクリエーションの場を提供し、都市環境の保全、防災、景観形成などに貢献していきます。
- また、管理については、民間事業者等が保有するノウハウの活用による効果的・効率的な管理・運営に努め、住民サービスの質の向上、さらには、市民協働による管理・運営などを通じて公園の活用促進を図ります。



上仲原公園

運動公園は、都市住民全般の主として運動をするための公園で、都市規模に応じ、面積15ha～75haを標準として配置することとされています。

- 東京都は、市民体育館や市民プールのある都立東大和南公園を運動公園として整備しています。市では、公園の適正な維持更新や、必要に応じた機能更新などを東京都に要請していきます。



都立東大和南公園

施策方針② 市民ニーズに合った公園の整備・管理・活用

(1) 身近な公園づくり

3.1 地域の特性に応じた公園の整備・管理・活用

公園には、子どもの遊び場としてだけでなく、大人がゆっくりとくつろぐ場など、いろいろな世代の人々が思い思いに時間を過ごせる空間があることが求められています。一方で、子どもの多い地区、高齢者の多い地区など、地区によって様々な特性があります。

- 今後も適正な維持管理を行うとともに、多様な利用ニーズや地区の特性に応じて、公園整備や機能の再編を進めていきます。

また、地域の人口や年齢構成は、時代の経過とともに変化し、それに伴って、公園に対する市民ニーズも変化していきます。

- 老朽化した公園の再整備を行い、機能や魅力を向上させるとともに、指定管理者制度の活用や市民協働などにより活用促進を図ります。

(2) 安全・安心な公園づくり

3.2 誰もが安心して利用できる公園の管理

- 「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成28年）」や「東大和市公園施設長寿命化計画（平成26年）」などを踏まえ、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの公園整備や、遊具等を安心して利用できるよう管理の充実を図っていきます。特に、子どもの遊び場となる公園では、防犯的視点から人の目の届きにくい死角を作らないことが重要です。

(3) 特色ある公園づくり

3.3 特色ある公園づくりの推進【重点取組】

市では、公園・緑地及びこども広場の更新・再整備を計画するにあたり、それぞれに個性を持たせ、地域のシンボルやコミュニティ形成の場として整備することにより、地域の活性化の拠点とすることを目的として「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成28年）」を策定しました。

- 今後は、「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成28年）」で位置づけた以下の特色ある公園の各テーマについて、市民のニーズを踏まえながら、公園の整備を検討していくことを通じて、公園の活用促進、地域の活性化を図ります。

○主要な拠点となる公園のテーマ

- ①展望台のある公園 ②音楽堂のある公園 ③スポーツのできる公園
④魅力的な遊具のある公園 ⑤水遊びのできる公園

○補助的な公園のテーマ

- ①原っぱの公園 ②花づくりの楽しめる公園 ③ユニバーサルデザインの公園
④カラフルな遊具がある公園 ⑤冒険遊びができる公園 ⑥健康遊具がある公園
⑦水と親しめる公園 ⑧防災機能がある公園 ⑨味覚狩りができる公園
⑩オオムラサキなどの蝶が舞う公園

施策方針③ 緑と水によるネットワークの形成

(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成

34 花木を活かしたネットワークの形成【重点取組】

多摩湖周辺やその南側を通る湖畔通りの一部にはサクラが植栽されています。また、都立東大和南公園や東大和市駅から武蔵村山市方面へ伸びる“桜街道”（市道第2号線）の一部にもサクラが植えられています。

- 既存のサクラ等の花木を活かしつつ、公園・緑地をはじめ、道路や緑道、河川などへのサクラ等の花木の植栽を進め、花木による緑のネットワークを形成し、まちの個性を創出していきます。

(2) 歩道及び自転車通行空間の整備・活用

35 既存ルートの活用

市内には、多摩湖自転車歩行者道や武蔵野の路をはじめ、仲原緑地や水道緑地など歩行者や自転車が安全に通行できる緑道があります。

- 豊かな緑と水を守り育む快適なまちづくりを進めるため、これら既存ルートの積極的なPRなどにより、歩行者・自転車ネットワークの利用促進を図ります。
- また、ネットワーク間の幹線道路等には、自転車ナビマークの設置を推進し、自転車の通行空間を確保します。



多摩湖自転車歩行者道

36 幹線道路の歩道整備

- 幹線道路の新設や拡幅に合わせ、街路樹の整備された広幅員の歩道の確保に努め、安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。
- なお、新たに街路樹を植栽する際には周辺の自然環境や生活環境等を考慮し、樹種を選定します。

37 河川管理用通路の活用

河川沿いの管理用通路は、うるおいと安らぎを与えてくれる空間です。

- 空堀川や奈良橋川の整備にあたっては、管理用通路を植栽したり、ベンチを設け水辺や生き物にふれあえる散策路となるよう東京都に要請していきます。



管理用通路（空堀川）

38 ウォーキングマップの活用促進

- 「東やまと 20 景」と「モニュメント（東大和市美術工芸品）」を紹介するウォーキングマップを広く市民に知ってもらい、本市の自然や文化財に親しみながら街の散策を行えるように PR していきます。

(3) 生態的なネットワークの形成

39 生物の移動・生息環境の維持

狭山丘陵は、多くの生物の生息空間となっています。

- 生活環境等への影響も考慮しながら、身近なところで生物とふれあえるよう、生物の生息環境を保全するとともに、市街地に点在する樹林地、街路樹、住宅地の緑など、生物の移動環境を形成している緑と水のネットワークの形成に努めます。
- 公園、学校の校庭などを利用したビオトープの空間など、トンボや野鳥などが生息できる水辺環境を維持していきます。

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

施策方針① 公共空間の緑化

(1) 公園の緑化

40 季節感のある植栽の実施

- 公園・緑地ではサクラ等の花木の植栽や花壇の整備など、まちに季節感を創出するように努めます。



市民花壇

41 植栽の適正な管理

公園の植栽の適正な管理は、良好な景観の形成や利用者の安心・安全の確保につながります。

- 維持管理にあたっては、樹種固有の自然樹形を考慮した剪定を行うとともに、視野の確保などにも留意し、景観形成と安全確保に努めます。

(2) 道路の緑化

42 季節感のある植栽の実施

- 道路の緑化にあたっては、周辺の自然環境や生活環境を考慮しながら、街路樹等に花木等の導入を進めるとともに、多様な主体との協働により植栽帯や植栽柵などに花壇の整備を行い、季節感や地域の特色を出すよう努めます。



市民花壇

43 ポケットパーク的空間の整備

街角の小さな緑のスペースは、交通の流れを気にせず市民がふれあう場として利用したり、高齢の方が休憩したりすることができます。

- ポケットパーク的な空間の整備を検討していきます。

44 道路の緑化及び街路樹の適正な管理

都市計画道路の整備にあたっては、道路の幅員構成を踏まえて道路緑化に努めることで、都市環境の保全、景観形成を図るとともに利用者の安全確保などにも寄与していきます。また、街路樹の適正な管理は、美しく秩序ある道路景観を創出するためにも大切な事です。

- 街路樹の剪定にあたっては、周辺的生活環境を踏まえつつ、街路樹の樹種がもつ固有の自然樹形を考慮した剪定を行い、自然的な要素を保った道路景観の形成に努めます。

(3) 公共公益施設の緑化

45 季節感のある植栽等の実施

- 公共公益施設の緑化には、花木の積極的な活用や花壇の設置など、季節感を出すように努めます。また、施設に特徴を与えるようなシンボル緑化にも努めます。
- 花壇の設置においては、生ごみやストックヤード等の活用による花の育成なども検討します。

46 接道部や建物等の緑化

- 公共公益施設の接道部や外周部は、生垣などにより緑化するよう努めます。
- また、施設の新設や改修の際には、屋上や壁面の緑化について検討します。

(4) 駅周辺の緑による顔づくり

47 駅周辺の緑と花による顔づくり【重点取組】

- 東大和市駅や玉川上水駅の周辺では、緑と花による修景を工夫し、それぞれに個性のあるまちの顔づくりを多様な主体との協働によって進めていきます。



玉川上水駅

施策方針② 緑化重点地区

(1) 緑化重点地区の緑化等の推進

48 緑化重点地区の指定【重点取組】

市が公園等を新設することが難しい中で、緑あふれる街をつくるためには、民有地も含めた緑化の検討が必要です。

- NPOや企業などが空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みである市民緑地認定制度の活用（導入）を検討します。また、同制度の導入に必要となる緑化重点地区については、市内全域とします。

基本方針4 市民・企業・行政の協働

施策方針① 緑化のしくみづくり

(1) 公園・緑地等の計画・整備・管理・活用

49 多様な主体の連携・協働による計画・整備・管理・活用

- 狭山丘陵の生態系を守り、保全していくため、東大和狭山緑地について市民や市民団体、市などが連携・協働し、維持管理の充実を図っていきます。
- また、市民にとって公園・緑地をより身近なものとしていくために、市が整備する公園・緑地については、計画段階から市民が参加できる仕組みをつくり、管理や活用においても市民と行政の協働体制が図れるよう検討します。
- さらに、市内のボランティア組織の形成状況も踏まえて、近年各地で取り組みがみられる「アダプト・プログラム」の導入についても検討します。

50 民間活力による公園の計画・整備・管理・活用

公園・緑地等の施設の老朽化が進む中で、財政的制約等から市では公園の整備や維持管理、更新への投資に限界があります。

- 都市公園の魅力向上や活用促進、施設整備・更新を持続的に進めていくため、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）など、企業等の民間活力による都市公園整備や管理運営の手法について導入を検討します。

51 市民花壇の整備【重点取組】

- 公園やこども広場の敷地の一部、駅前広場や道路の植樹帯等に、市民団体や地域住民が花を植え、管理できる花壇の整備を進めます。

52 市民参加による街路樹等の管理

地域や企業の方々が道路の美化清掃に参加し、市とともに快適な道づくりを進める「ボランティア・サポート・プログラム」や「アダプト・プログラム」などの取り組みが全国で進んでいます。

- 市内の道路において、街路樹等の管理を従来どおり市が一元的に行うのではなく、市民や企業による管理への参加・協力について検討します。

施策方針② 緑化の支援体制づくり

(1) 多様な活動の支援

53 ボランティア等の育成・支援【重点取組】

緑地の保全、緑化の推進には、市民の参加と協力が不可欠です。現在、市に登録している「緑のボランティア」が、東大和市駅前、野火止用水、公園、道路などの花植えや美化活動を行っています。

- この「緑のボランティア」の仕組みを効果的に活用し、市民と行政の協働による緑化を推進していくとともに、緑地保全・緑化活動のリーダー等の育成や支援を進めていきます。また、新たなボランティアを育成するため、ティーンエイジャー・未就学児と母親の親子・中年の方・60才以上の方など、対象を細分化した講座を開催したり、ボランティアの楽しさをホームページやチラシ、アプリ等でPRすることで、参加率が増加するよう工夫し、実施していきます。
- 市内各地では、緑を守り育てる市民団体の活動も行われています。こうした市民団体等によるネットワークづくりを支援し、環境保全活動のために必要となる情報を提供していきます。

(2) 緑化知識習得機会の創出

54 講習会や園芸教室等の開催の推進

市では、ガーデニング等の講座を開催しています。

- 市民の緑化知識の向上を図るため、各種の講習会や園芸教室等の開催を企画・推進していきます。

(3) 情報発信機能等の強化

55 情報発信機能等の強化

- 市報やホームページ、SNSなどの媒体を活用し、緑に関する総合的な情報を提供・発信していきます。
- また、市民活動の支援を行うために、速やかな情報提供ができ、市民団体相互の情報交換がスムーズに行えるようなシステムづくりに向けて検討を行います。
- さらに、タウンミーティングなどの機会を通じて、市民の緑に関するニーズ等の把握に努めます。



タウンミーティング

(4) 環境緑化基金の活用推進

56 環境緑化基金の活用推進

市では、自然環境の保護や市街地の緑化推進等のため、「東大和市環境緑化基金」を設けています。

- この基金を活用し、東大和狭山緑地の用地の取得などの事業を推進していきます。

●コラム7 「緑のボランティア」とは？

東大和市では、良好な環境の保全・回復及び創出を目的に、市民と行政の信頼関係に基づいて「緑のボランティア」制度を実施しています。市内に居住又は通勤若しくは通学する個人、団体等意欲のある方々を対象に公園や緑道等、都合の良い時期・時間に自主的に活動していただいています。

「緑のボランティア」は、市に申込みいただき、市から登録証を発行しています。

●活動紹介 東大和市駅前広場の花植え

行政が主催で「緑のボランティア」と有志の方々にご協力いただき、東大和市駅前広場に花植えを実施しています。平成26（2014）年から始まり、平成30（2018）年6月で7回目の開催となりました。各回10～20人程度の方々に参加していただいています。



ご興味のある方は、環境課までご連絡下さい。
環境課（内線番号1271）

●活動紹介 環境省「みどり香るまちづくり」企画コンテスト入賞

住みよいかおり環境を創出しようとする地域の取組みを支援する環境省主催の「みどり香るまちづくり企画コンテスト」で、平成28（2016）年度に、市民団体（ふれあい園芸サロン・なでしこ、健康の森プロジェクト）と「緑のボランティア」が企画した「健康のまちづくり～花と香りに誘われて公園に出かけよう」が入賞しています。



向原中央公園

●公園や道路の植樹樹、歩道等にある市民花壇

「緑のボランティア」以外にも、公園や市役所通りなど、地域の方々の協力で花壇を整備していただいている場所があります。



東大和南公園



市役所通り



玉川上水駅前

施策方針③ 緑の普及・啓発

(1) イベントの開催

57 市民参加イベントの開催【重点取組】

緑の保全やごみの問題等、環境をテーマにした「環境市民の集い」が、実行委員会の企画により運営されています。

- 会場では、緑化コーナーやホテルの展示、苗木の配布など、緑に関する催しを展開しており、今後も充実に努めていきます。



環境市民の集い

また、近年、創意と工夫に富んだ家庭緑化やベランダ緑化が行われています。市では「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成28年）」に基づいて「花づくりの楽しめる公園」や「花づくり講座」などを検討しています。

- 市民の花づくりの活動と連携しながら、緑化推進のための啓発事業として、ガーデンコンテスト等の開催を検討していきます。
- さらに、緑や自然に対する理解を深められる自然観察会等の開催や、自然の中で楽しく遊びながら、生態系や自然環境について学べるような体験プログラム等を提供していきます。

(2) 緑化の奨励

58 住宅地の緑化の奨励

住宅地では、市民の安全で快適な生活環境を確保することが大切です。

- 個人住宅敷地の緑化とブロック塀の生垣化の推進等、安全で快適な生活環境と良好なまち並みの景観形成を推進します。



住宅地の緑化

59 工場・事業所の緑化の奨励

工場や事業所では一定の緑化が行われています。

- 緑化に積極的な工場や事業者の PR 等を実施することで緑化の取組みの推進を促し、周辺環境との調和や景観の向上を図ります。



工場の緑化

60 商店街の緑化の奨励

- 商店街などの限られた空間における接道部緑化やプランター・鉢植えなどの緑化への取組みの PR 等を実施することにより、華やかでにぎわいのある商店街の形成を図ります。

61 駐車場の緑化の奨励

- 駐車場は、夏場に気温が上昇し、周辺の微気候にも影響を与えるため、駐車場の植樹と外周部の生垣化、芝生駐車場を奨励するとともに、緑化に取り組んでいる駐車場の PR に努めます。



駐車場の緑化

62 保存生垣制度活用の奨励

東大和市みどりの保護・育成に関する条例、規則により保存生垣の指定を行っています。

- 今後とも、この制度を維持していくとともに、市民への PR など制度活用の奨励に努めていきます。

63 街づくり条例や地区計画制度を活用した緑化の推進

平成22年10月に、協働による街づくりの推進を目的に「東大和市街づくり条例」を施行しました。条例では、市民のまちづくりへの主体的な取り組みや開発事業者の良好な環境の確保などの責務を示しています。

- 「東大和市街づくり条例」及び「東大和市みどりの保護・育成に関する条例」に基づき、開発事業者と協議を行い、計画的な緑化の推進を図っていきます。

また、地区計画では、垣又はさくの構造、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限を定めることができます。

- 地区計画の活用等により、地域特性に応じた良好な環境の確保や景観形成に努めます。

(3) ガイドブック等の作成

64 緑のガイドブック等の作成

- 公園・緑地やその他の緑の資源を紹介する「緑のガイドブック」の作成や、緑地保全や緑化等の行動メニューを示したパンフレット等の作成を検討します。
- また、どのような場所にどのような植栽を行ったらよいか、管理はどのようにしたらよいかなどの方法について、わかりやすく解説した緑化マニュアル等を作成し、市民や開発事業者に対して情報提供を行います。

(4) 緑の調査・教育

65 市民協働による自然環境の調査・学校教育との連携

東大和市郷土博物館では、野鳥やチョウなどの調査を実施しています。

- 今後も、植生や野鳥・動物の生息状況などの自然環境調査を行うとともに、市民協働による調査も検討していきます。
- また、学校教育と連携し、自然環境を学ぶカリキュラムを取り入れ、子どもたちが直接自然に触れる機会をつくり、環境保全の大切さと自然に対する愛着を育みます。
- さらに、学校での総合的な学習の時間などでの環境教育を支援するため、出前講座として講師派遣や学校職員への環境意識を高める研修を実施していきます。

第6 将来像を実現するための計画

4 計画の推進に当たって

本計画を着実に推進するために、以下の取組みを行います。

(1) 推進体制の確立

本計画の実効性を確保するために、以下のような推進体制を確立します。

ア 庁内会議における進捗管理

施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の関係部課において進捗状況の点検を行うとともに、関係部課が進捗状況等について情報共有し、連携することにより、施策の進捗を図ることを目的として庁内会議を開催します。なお、庁内会議に関しては、本計画の関連計画である東大和市環境基本計画の推進体制に組み込むなど、効果的な運用に努めます。

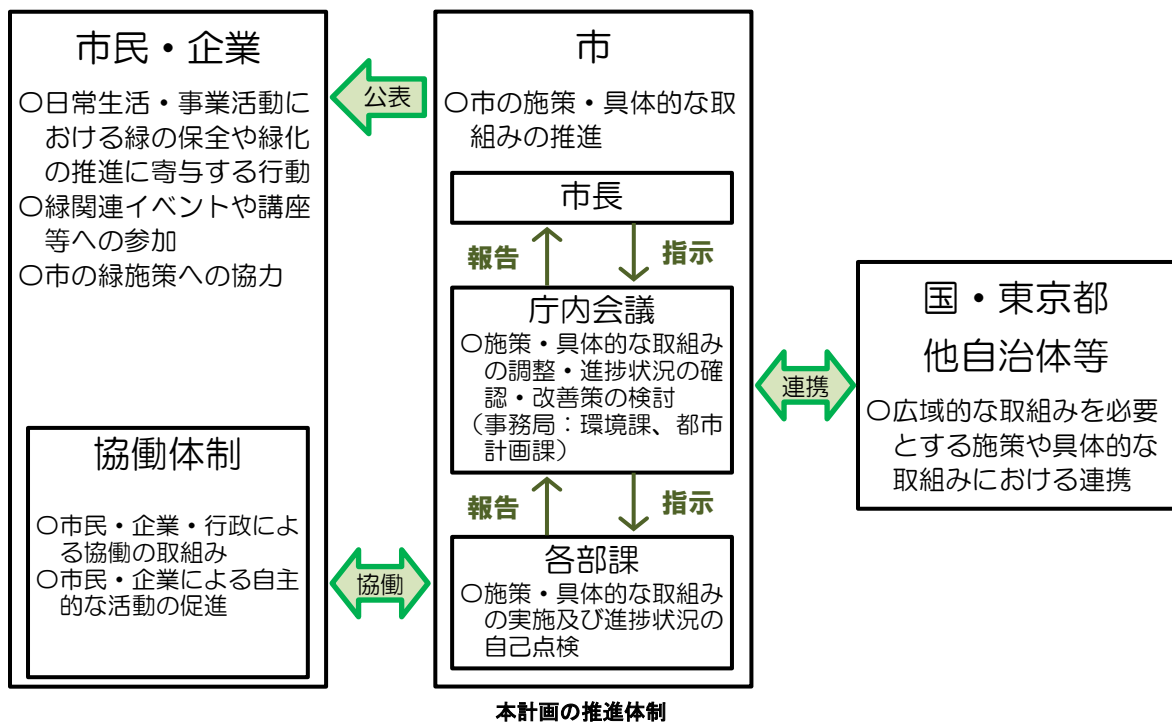
イ 協働による取組みの推進

本計画では、「市民・企業・行政の協働」を基本方針の1つに位置づけています。

協働による取組みが円滑に推進されるように、市は、本計画に位置づけた施策や具体的な取組みの周知・浸透を図ります。また、市民・企業の自主的な活動の立ち上げや充実に對する支援を行うものとしします。

ウ 国・東京都・他自治体等との連携

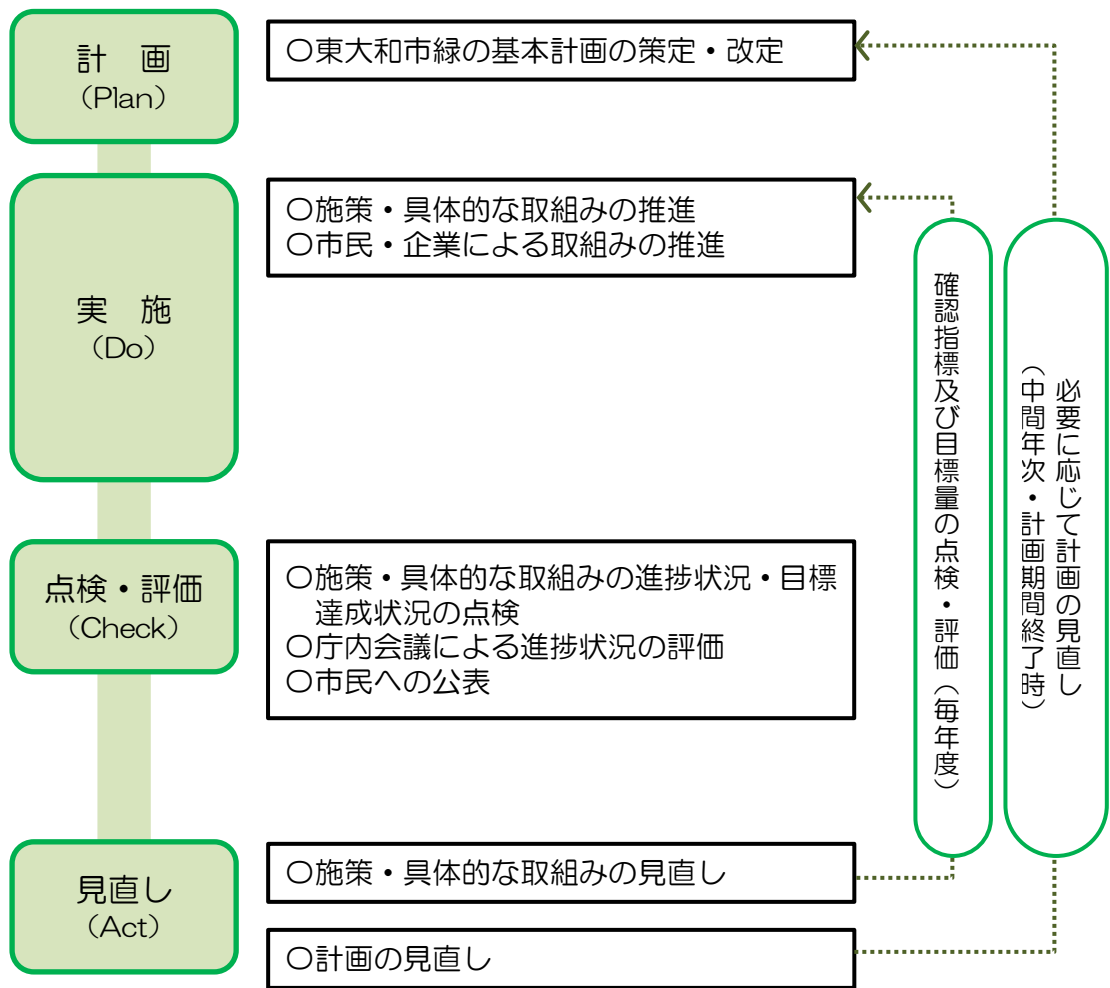
本計画では、「狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進」や「河川の水質向上・浄化対策」などにおいて、他の行政機関との広域連携の取組みを位置づけています。これらの取組みに留まらず、広域的な取組みを必要とする施策や具体的な取組みについては、国や東京都、他自治体等と協力して、その推進に努めます。



(2) 推進管理の実施

本計画は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）といったPDCAサイクルの流れに基づき、計画の進行管理を行います。

計画期間の中間年次である平成35年（2023年）頃を目途にして、前頁「1 施策の体系」で位置づけた具体的な取組みの進捗状況、「第5 緑と水の将来像と基本方針」の「5 確認指標及び目標量」で掲げた目標の達成状況などをもって、計画の進捗状況を点検・評価して公表します。また、必要に応じて、意見等を踏まえ、施策や具体的な取組みの進め方や本計画の見直しを行うものとします。



本計画の推進管理の流れ

(3) 計画推進のための財源の確保

緑と水の将来像「緑と水の都市」の実現に向けて、4つの基本方針ごとに位置づけた具体的な取組みには、土地の公有地化や施設の整備、さらには維持管理等の費用が必要になります。また、近年の厳しい財政状況の下で、緑に関連した事業に関する財源の確保も厳しさを増しています。

このような状況下においても、緑と水の保全・活用及び緑化を着実に進めていくためにも、具体的な取組みにも位置づけた、環境緑化基金の活用推進、都市緑地法に基づく市民緑地認定制度、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）など、民有地や民間資金等の活用などを進めていくほか、以下のような取組みを行うことで、計画推進のための財源を確保していきます。

ア 公益法人や民間の基金の積極的活用

公益財団法人東京都公園協会では、緑豊かなまちづくりをめざし、都民とともに都内の民有地の緑を増やすために、東京都都市緑化基金を創設し、民間施設の緑化工事やボランティア団体による緑化活動への支援のほか、都市緑化への理解を広げる普及啓発活動を続け、緑化推進に取り組んでいます。

また、近年、企業が社会貢献活動（CSR）などの一環として、緑の保全や緑化などの活動に対して、独自の基金を設置しています。

市民団体等の緑や水に関連する活動に対しては、行政の支援に加えて、これらの基金等の情報を収集・提供し、積極的な活用を促進します。

イ 補助・支援制度の積極的活用

公園・緑地の整備や維持管理、施設の更新のほか、緑や水に関連する活動に対する、国や東京都の各種補助金制度や支援制度などの積極的な活用を検討します。

ウ 市の緑資源や公園施設等を活用した新たな収入確保

狭山丘陵をはじめとした東大和市の緑資源や公園施設等を活用した新たな収入確保として、公園施設等に対するネーミングライツの活用などの新たな方策を検討します。



ネーミングライツ活用例
(東大和市 Rond 桜が丘フィールド)

エ 東大和市環境緑化基金の充実

東大和市環境緑化基金の趣旨（自然環境の保護、市街地の緑化推進、資源循環の推進、環境負荷の低減等）を積極的に PR することなどにより寄附を募るなど、基金の充実を図ります。

オ 森林環境譲与税の効果的活用

平成 31（2019）年度から自治体に譲与される森林環境譲与税については、森林整備や森林整備のための人材育成、木材利用の促進・普及啓発など、効果的な活用を検討します。

資料

- 1 施策の取組み状況調査結果
 - 2 緑と水に関する市民アンケート調査結果
 - 3 地域別懇談会の主な意見
 - 4 緑の基本計画改定の経過
用語集
-

資料

1 施策の取組み状況調査結果

緑の将来像の実現に向けて、取組むべきと位置づけた事項の取組み状況等について、担当各課への施策取組み状況調査を行いました。調査結果は以下のとおりです。

【全取組み】

■施策の取組み状況

第一次計画では、4つの基本方針の下に、合計114件の具体的な取組みを位置づけています。

全ての基本方針で、約7割の取組みを実施しており、一部は完了している取組みもあります。一方、約3割の取組みが未実施の状況です。

取組状況	件数	割合
実施済	7	6%
実施中	80	70%
未実施	27	24%
施策合計	114	100%

基本方針	施策の方針	施策	進捗率		
基本方針1 ふるさとの 緑と水を まもる	1. 狭山丘陵の緑の保全・活用	(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全 (2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復 (3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用	取組状況	件数	割合
	2. 水辺の保全・活用	(1) 水辺空間の整備と活用 (2) 湧水の保全と活用	実施済	0	0%
	3. 農地の保全・活用	(1) 農地の保全 (2) 農地とまちづくり	実施中	27	71%
	4. 樹林地の保全	(1) 樹林・樹木の保全 (2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全	未実施	11	29%
			施策合計	38	100%
基本方針2 緑の拠点と ネットワーク をつくる	1. 公園緑地の体系的な配置	(1) 公園緑地の配置計画 (2) 系統別の公園緑地の配置方針 (3) 緑地の確保目標	取組状況	件数	割合
	2. 市民ニーズに合った公園整備	(1) 特色ある公園づくり (2) 身近な公園づくり (3) 安心・安全な公園づくり	実施済	5	16%
	3. 緑によるネットワークの形成	(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成 (2) 歩行者・自転車道の体系的整備 (3) 視覚的ネットワークの形成 (4) 生態的なネットワークの創出	実施中	21	65%
			未実施	6	19%
			合計	32	100%
基本方針3 緑あふれる まちをつくる	1. 公共空間の緑化	(1) 公園の緑化 (2) 道路の緑化 (3) 公共公益施設の緑化 (4) 生活心の緑による顔づくり (5) 公共事業用地の緑化	取組状況	件数	割合
	2. 民有地の緑化	(1) 住宅地の緑化 (2) 工場等の緑化 (3) 商店街の緑化 (4) 駐車場の緑化 (5) 保存生垣の指定制度の充実 (6) 緑化指導等	実施済	1	4%
	3. 緑のリサイクル	(1) 緑のリサイクルシステムづくり	実施中	18	72%
	4. 緑化推進重点地区	(1) 上北台駅周辺地区・立野一丁目地区	未実施	6	24%
			施策合計	25	100%
基本方針4 市民・企業・ 行政の協働	1. 緑化のしくみづくり	(1) 公園緑地等の計画、整備、管理	取組状況	件数	割合
	2. 緑化の支援体制づくり	(1) ボランティアの育成 (2) 市民団体への支援 (3) みどりの推進委員 (4) 苗木等の配布 (5) 講習会や園芸教室の実施 (6) 情報ガイドセンターの設置 (7) 緑化基金	実施済	1	5%
	3. 緑の普及・啓発	(1) イベントの開催 (2) ガイドブック等の作成 (3) 緑の調査・教育	実施中	14	74%
			未実施	4	21%
			施策合計	19	100%

■施策の取組み状況(4つの基本方針)

① ふるさとの緑と水をまもる

狭山丘陵の緑は、各種法規制により保全されており、一部では、市民参加による萌芽更新等の管理や野生動植物の調査、自然観察会等の環境教育活動等が進んでいます。

一方で、各種保全区域の追加指定や保全や活用に関する計画づくりは進んでいません。

また、レクリエーション機能を強化する施設整備の一部（親水河川化、野草園等の整備）についても進んでいません。

さらに、樹林地の保全においては、みどりの保護・育成に関する条例に基づく樹林・樹木の保全が継続的に行われていますが、補助金の凍結を受けて、施策の積極的展開が難しい状況にあります。

② 緑の拠点とネットワークをつくる

都市の基幹的な公園である総合公園、運動公園の整備は完了していますが、公園・緑地の体系的な配置は進まず、公園・緑地の確保目標も未達成となっています。特に、河川の都市計画緑地指定や条例公園の都市計画公園指定は実施していません。

一方で、市民ニーズに合った公園整備に関しては、「東大和市特色ある公園整備基本方針」を策定する等、具体的な取組みが進んでいます。

また、緑によるネットワーク形成は、道路整備や河川整備に併せて着実に進められており、今後も整備が予定されています。

③ 緑あふれるまちをつくる

公園をはじめとする公共施設の緑化については着実に進んでいますが、季節感の演出等、特色ある緑化については、様々なニーズがある中で、未実施の状況にあります。

また、民有地の緑化は、地区計画制度や街づくり条例等により進めていますが、「東大和市生垣造成事業補助金交付要綱」等の補助金の凍結を受けて、施策の積極的展開が難しい状況にあります。

剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化等、緑のリサイクルについては進んでいますが、不要樹木のリサイクルに関しては、ニーズも少なくほとんど実施していません。

緑化推進重点地区については、土地区画整理事業区域である上北台駅周辺と立野一丁目指定され、街区公園や市民農園の整備等が進められ、土地区画整理事業も平成 30 年度までに完成する予定です。

④ 市民・企業・行政の協働

樹林地や河川の保全、公園や道路、駅前広場における花壇整備等、協働による緑化が進められているほか、「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づく計画・整備段階における市民参加も始まっています。

緑化の支援体制については、「緑のボランティア」が活躍している一方で、新たなボランティアの育成が進んでいないほか、条例に位置づけた「みどりの推進委員」が活用されていない状況もみられます。また、緑に関する総合的な情報発信を行う情報ガイドセンターの設置は進んでいません。

一方で、「環境市民の集い」をはじめ、緑の普及・啓発に関わるイベント等の開催は進んでいます。

■施策の取組み状況(まとめ)

- ・ 第一次計画は、広範な取組みを網羅的に位置づけていることから、約 3 割の取組みが未実施の状況にあり、今後 10 年の計画期間で実施すべき取組みの重点化なども必要になります。
- ・ 既に一定の成果を得ている取組みや時代の要請に合致しない取組みがある一方、緑に関係する諸制度の充実など緑と水を取り巻く環境の変化を踏まえた新たな取組みも必要になっています。

2 緑と水に関する市民アンケート調査結果

東大和市の緑と水に関する市民の考え、市民の取組み状況や参加意向等を把握し、本計画に反映するため、市民を対象としたアンケート調査を行いました。調査結果は以下のとおりです。

■調査方法

項目	内容	
配布対象者	18歳以上の市民	
抽出方法	無作為抽出	
実施時期	平成29年12月15日～平成30年1月9日	
配布・回収状況	配布数	2,000票
	総回収数	626票
	回収率	31.3%
	内、有効票	626票

※実施期間以降で差出有効期間（3月31日）に返信されたものは、総回収数に含めています。

■調査項目

1.回答者の基本情報について	
1-1	性別
1-2	年齢
1-3	職業
1-4	居住地域
1-5	居住年数（現在の場所に住んでいる年数）
2.市内の緑と水について	
2-1	市内の緑の量について、ここ数年で変化
2-2	緑と水の現状について、量の多少や質（管理状況、景観形成の状況等）への満足度合
3.現在の市の緑と水に関する取組みについて	
3-1	東大和市の「緑の基本計画」の認知度
3-2	緑と水の保全・活用や創出に関する市の取組みの認知度・今後の重要度
4.今後の東大和市の緑と水の望ましい姿について	
4-1	今後、東大和市にどのような緑と水の空間がつけられることが望ましいか
4-2	現在の緑と水に関するボランティア活動の参加状況
4-3	今後、緑と水に関するボランティア活動に参加したいと考えているか
4-4	自身で緑と水を守り、育むための取組み状況
4-5	自身で緑と水を守り、育むために今後、取組みたい、もしくは継続して取組みたいと考えているか
4-6	今後、緑と水にどのような役割を期待しているか
5.緑と水に関する自由意見（評価・要望等）	

(1) 緑の量及び緑と水の質について

① 緑の量の変化について

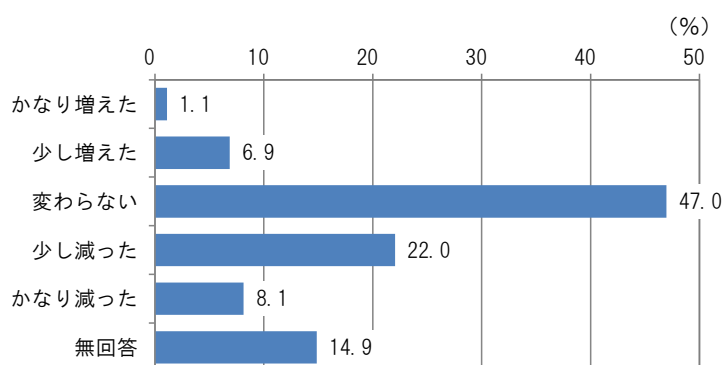
緑の量の変化について、「変わらない」と感じる方が多数を占めるものの、「少し減った」、「かなり減った」を合わせると全体の3割程度を占めます。しかし、「少し増えた」、「かなり増えた」と感じる方も1割弱います。

また、居住年数が短いほど「変わらない」と回答した方が多い一方、居住20年以上の方は4割近くの方が「少し減った」、「かなり減った」と回答しています。

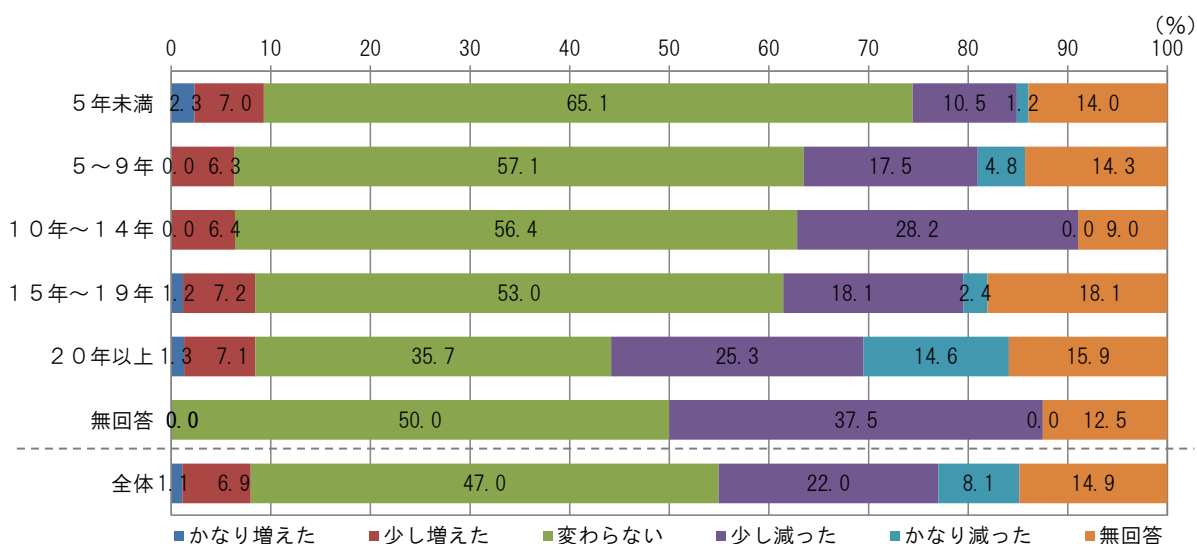
さらに、居住地域別にみると、緑の多い市域北側では減ったと感じている方が多く、緑の少ない市域南側では変わらないと感じている方が多くなっています。

特に、市内で最もみどり率が減少した「桜が丘」では、「かなり増えた」と感じている方がおり、必ずしも実際の緑の量と感じ方とが一致していない状況にあります。

問 市内の緑の量について、ここ数年で変化していると感じていますか。

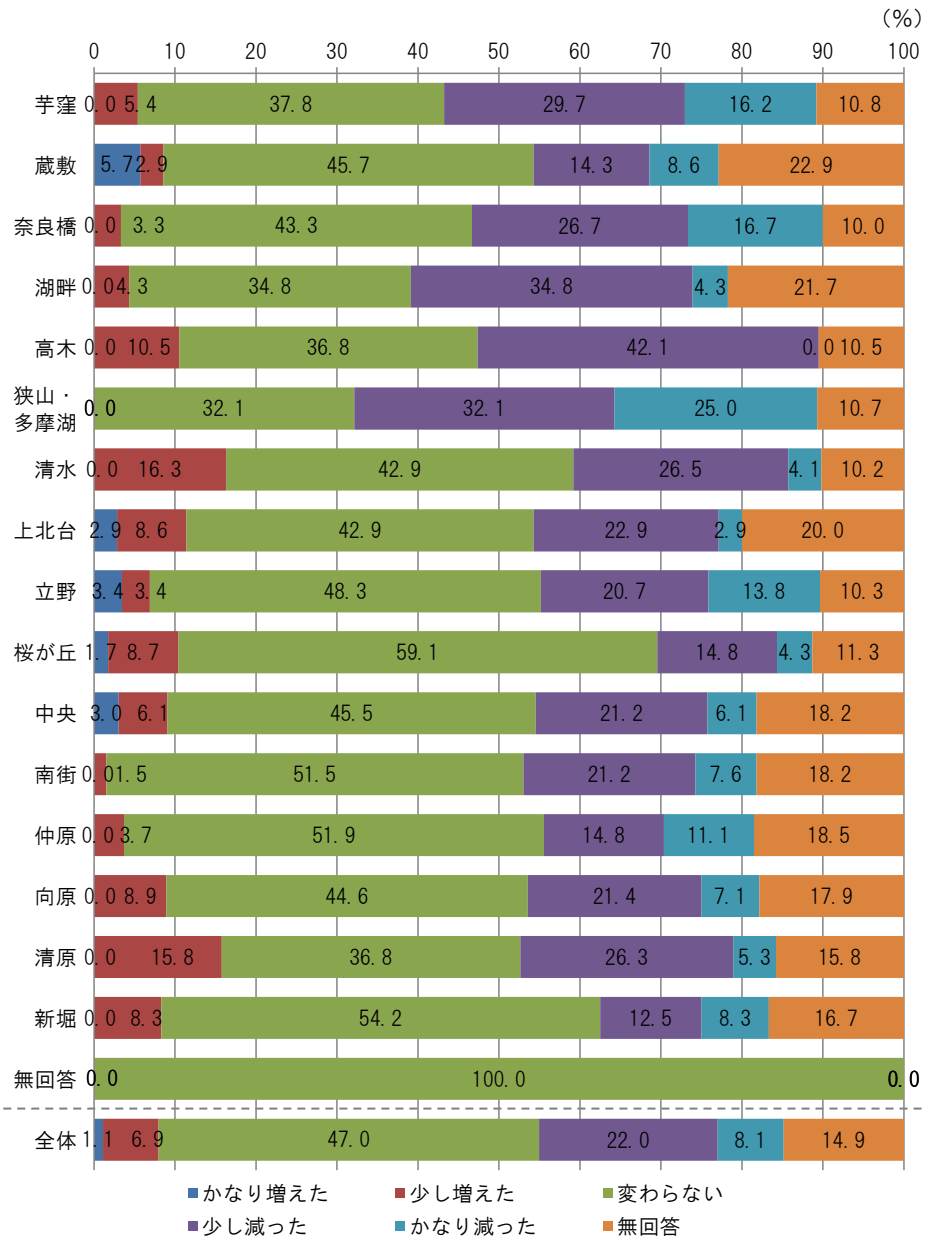


【居住年数別】

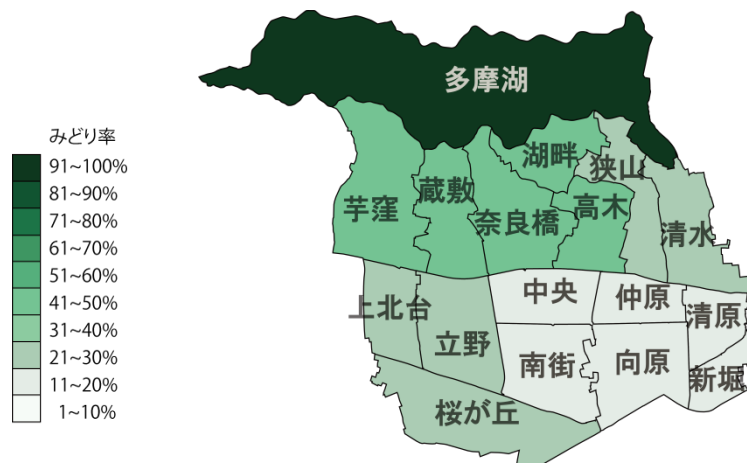


資料

【居住地域別】



【参考：地域別のみどり率（平成25年）】



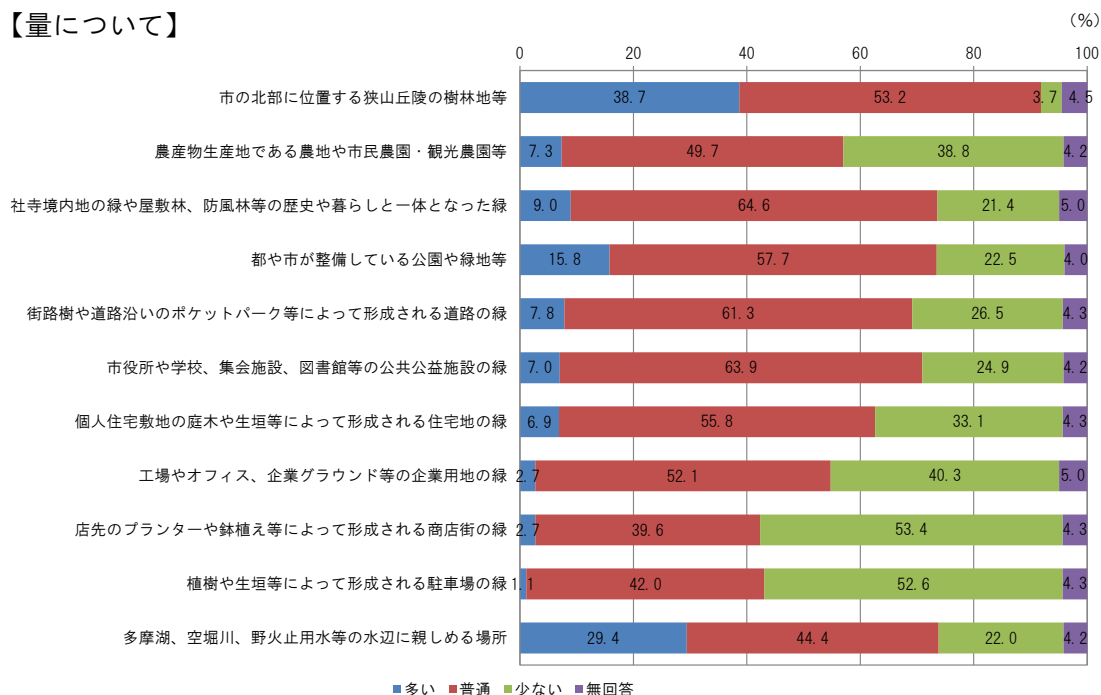
資料：地域別のみどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

② 緑と水の質に対する満足度について

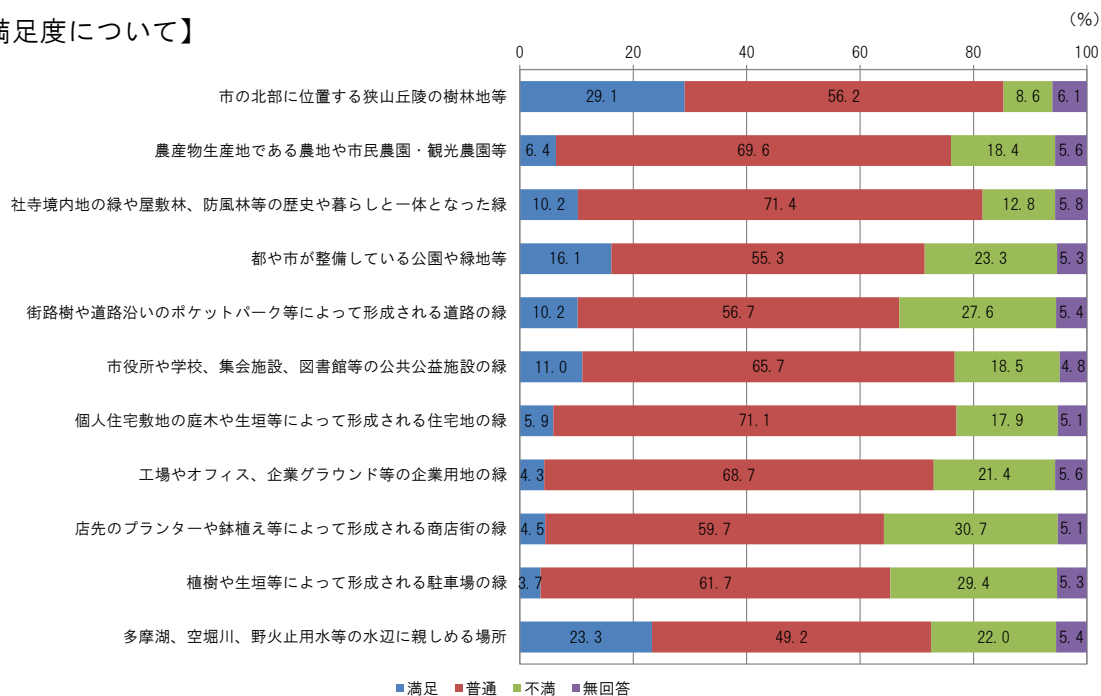
「市の北部に位置する狭山丘陵の樹林地等」、「多摩湖、空堀川、野火止用水等の水辺に親しめる場所」では、一定程度、量が確保されており、質の「満足」も得られていますが、その他の緑は、量も少なく、質についても「満足」に至っていません。
 特に、「店先のプランターや鉢植えによって形成される商店街の緑」、「植樹や生け垣によって形成される駐車場の緑」が量質ともに「不足・不満」と感じる方が多いほか、農地や市民農園等が量的に「不足」していると感じている方が多くいます。

問 緑と水の現状について、量の多少や質（管理状況、景観形成の状況等）への満足度合をどのように感じていますか。

【量について】



【満足度について】

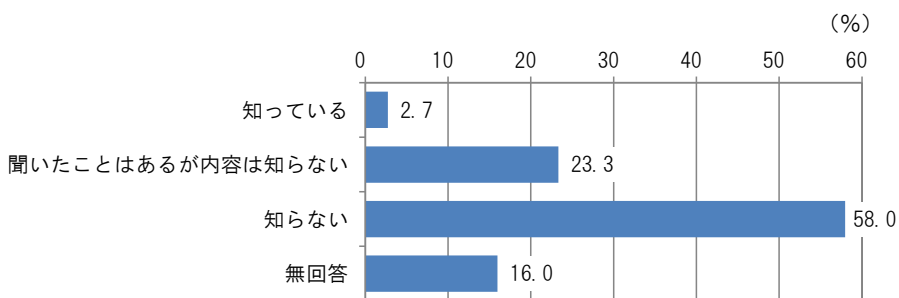


(2) 緑と水に関する取組みの認知度及び重要度について

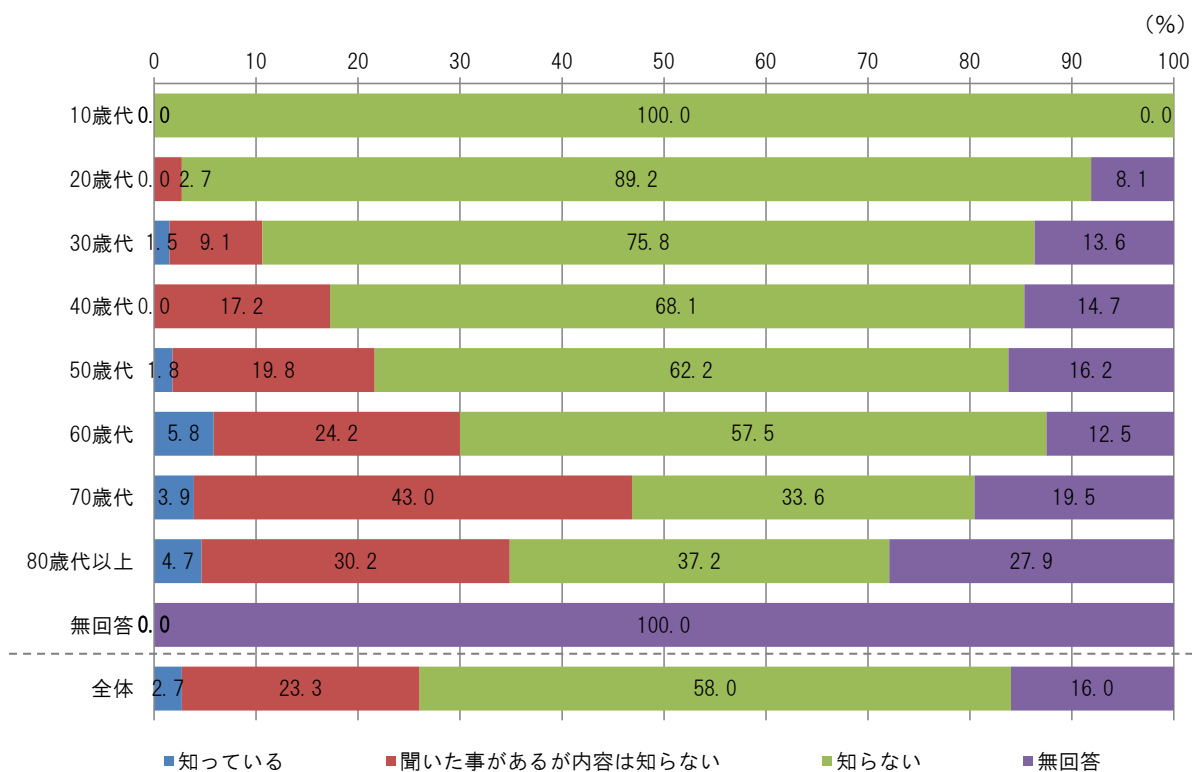
① 取組みの認知度について

市の緑施策のマスタープランである「緑の基本計画」について、内容も含めてご存知の方は3%に満たない状況にあります。
 特に、若い世代ほど認知度が低い状況が伺えます。
 市の緑と水の取組みの認知度について、概ね認知度が低い状況ですが、「水とふれあい、生き物と親しめる水辺の整備や河川の水質浄化、野火止用水のホタルの回復の取組み」では、およそ半数が「知っている」と回答しています。

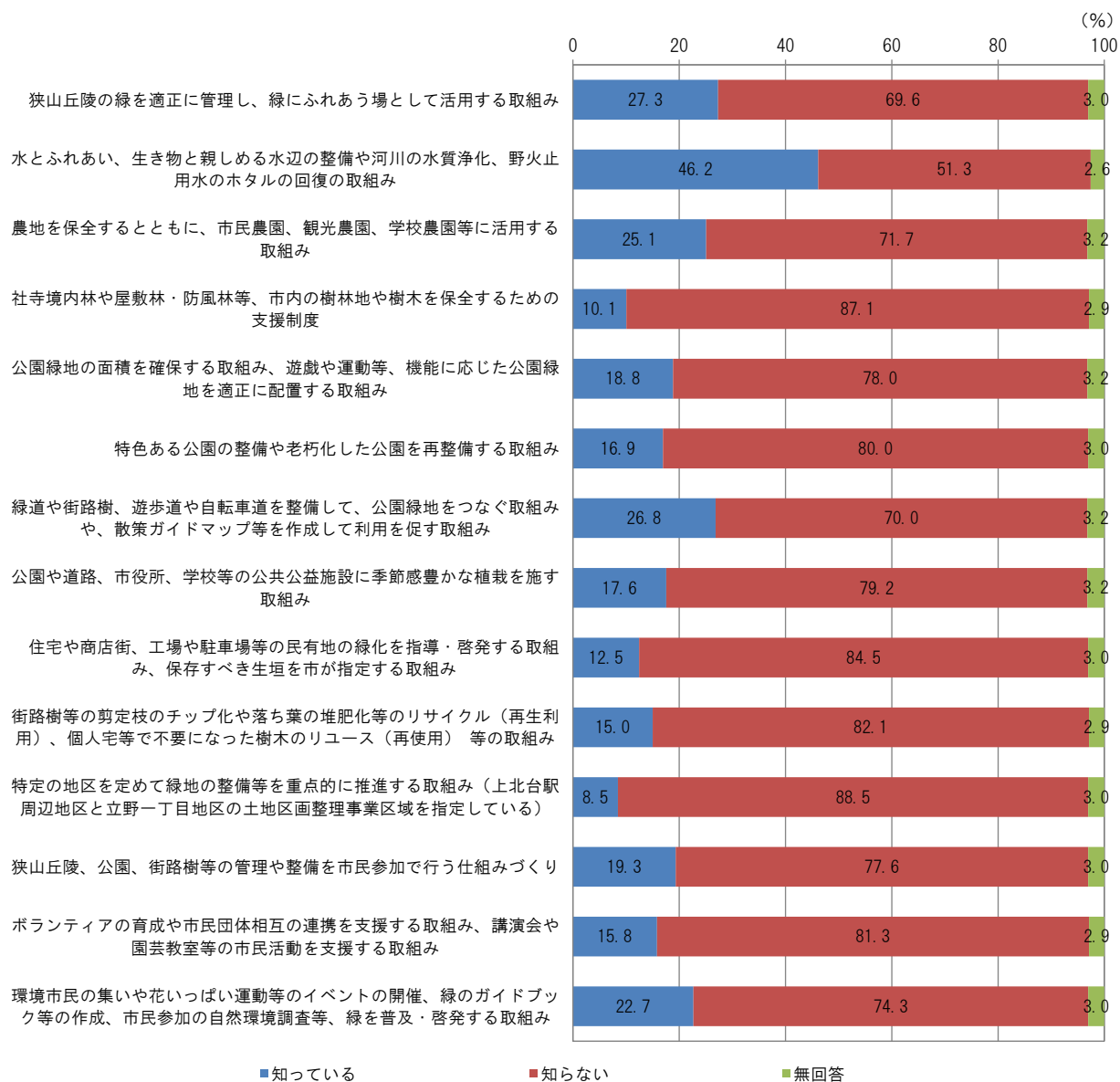
問 東大和市の「緑の基本計画」を知っていますか。



【年齢別】



問 緑と水の保全・活用や創出に関する下記の市の取り組みを知っていますか。

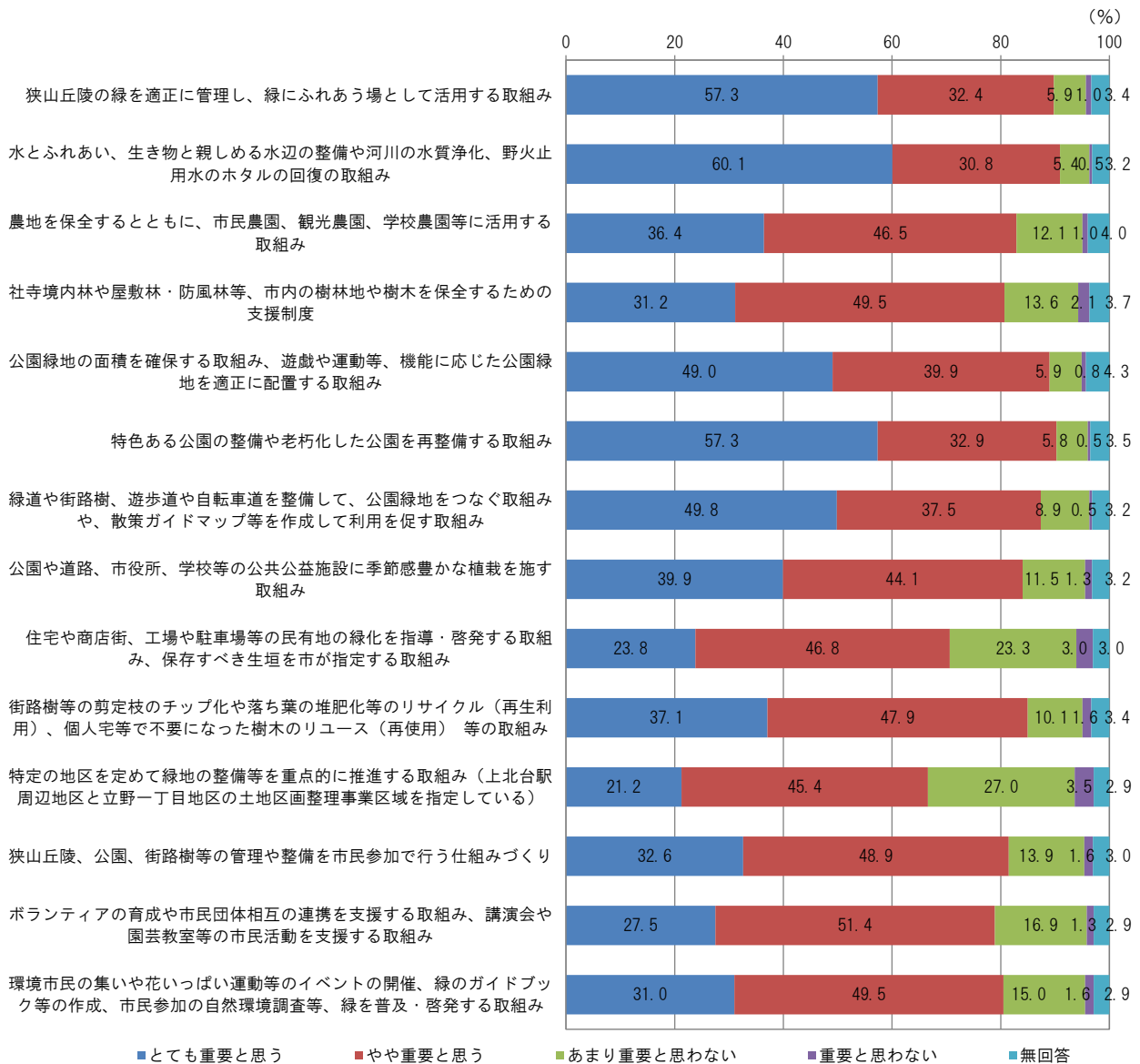


② 取組みの重要度について

半数以上の方が「とても重要と思う」と回答している取組みは「水とふれあい、生き物と親しめる水辺の整備や河川の水質浄化、野火止用水のホタルの回復の取組み」、「特色ある公園の整備や老朽化した公園を再整備する取組み」、「狭山丘陵の緑を適正に管理し、緑にふれあう場として活用する取組み」で、ともに「やや重要と思う」を合わせるとおよそ9割を占めます。

一方で、「あまり重要と思わない」、「重要と思わない」を合わせて3割を超えたのが、「特定の地区を定めて緑地の整備等を重点的に推進する取組み（上北台駅周辺地区と立野一丁目地区の土地区画整理事業区域を指定）」となっています。

問 緑と水の保全・活用や創出に関する下記の市の取組みの今後の重要度について、どのよう
にお考えですか。



(3) 今後の東大和市の緑と水の望ましい姿について

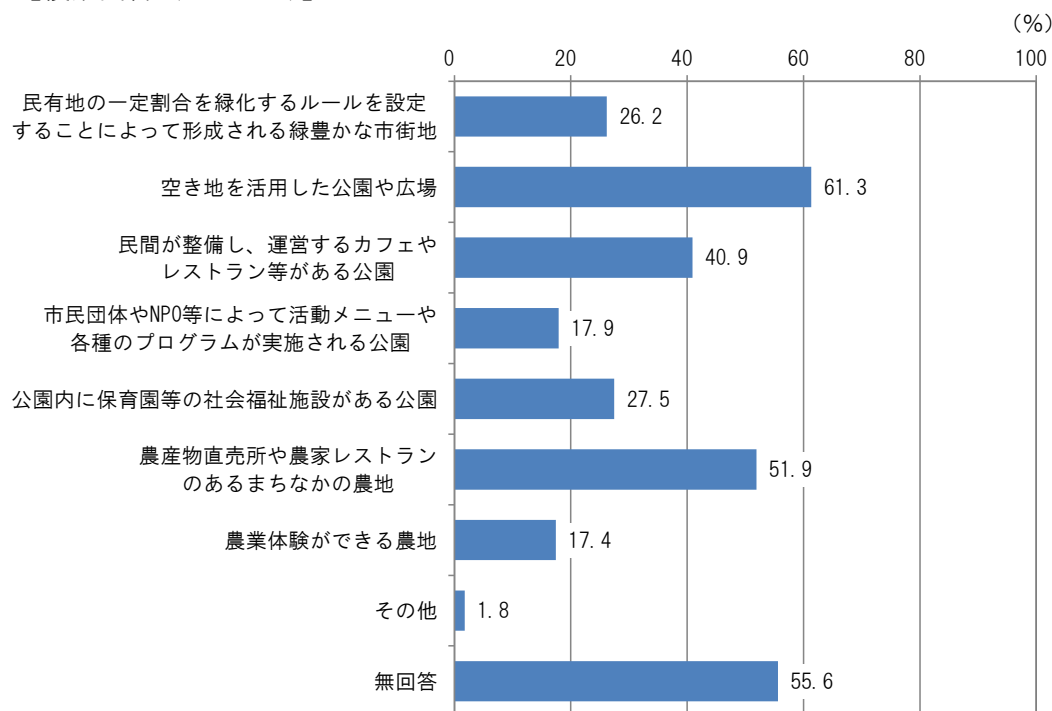
今後期待される緑と水の空間は、「空き地を活用した公園や広場」が最も多く、次いで「農産物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地」、「民間が整備し、運営するカフェやレストラン等がある公園」と続いています。

また、年齢が高いほど「私有地の一定割合を緑化するルールを設定することによって形成される緑豊かな市街地」の回答が多い傾向があります。

さらに、10歳代で「民間が整備し、運営するカフェやレストラン等がある公園」の回答が他の年代に比べて非常に多いほか、20～30歳代では「公園内に保育園等の社会福祉施設がある公園」の回答が他の年代と比べて多い状況がみられます。

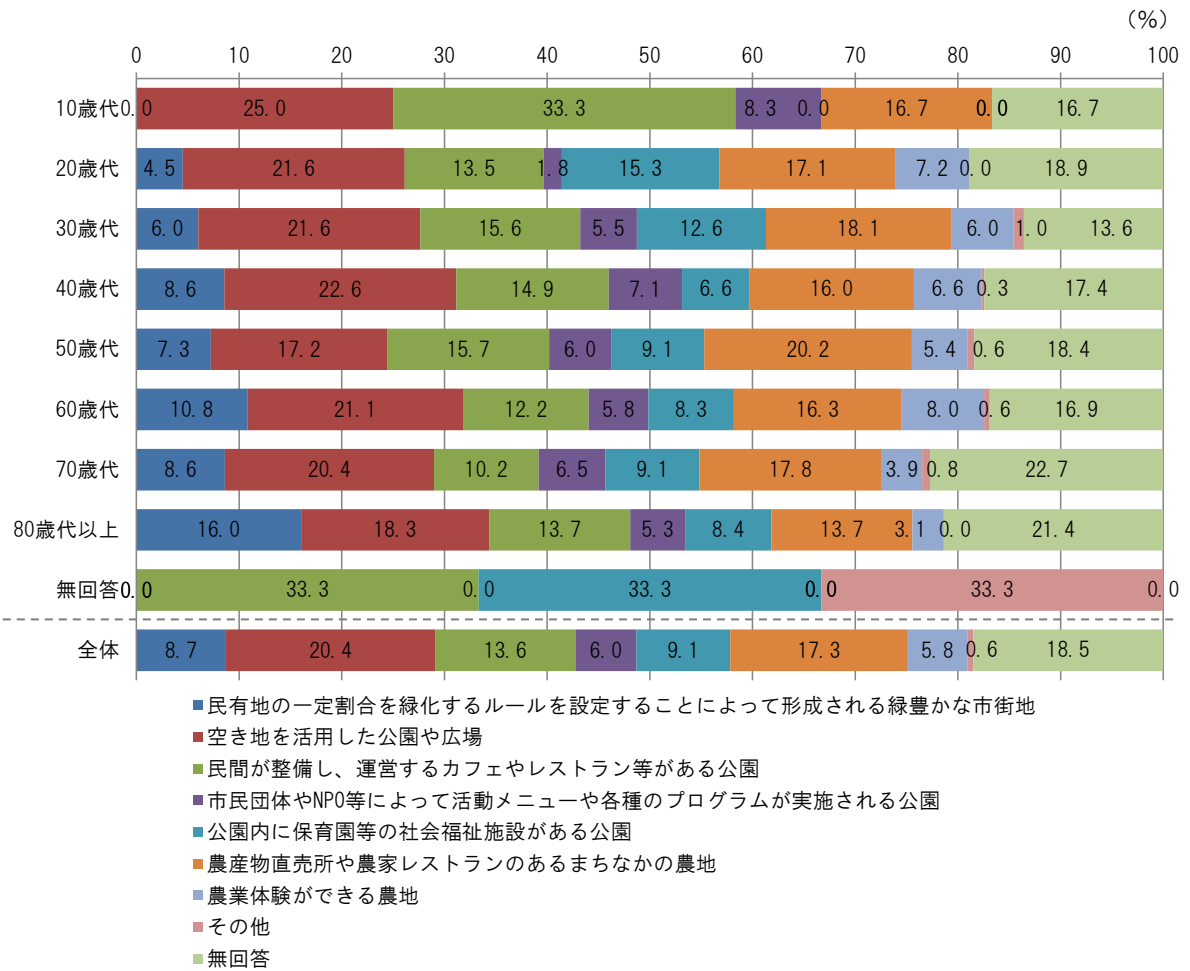
問 今後、東大和市にどのような緑と水の空間がつけられることが望ましいとお考えですか。

【複数回答（3つ以内）】



資料

【年齢別】

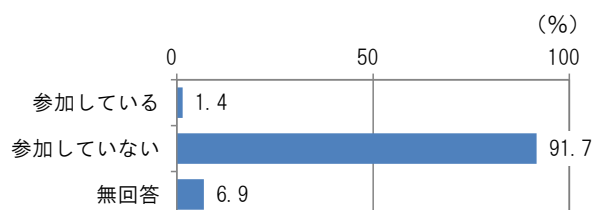


(4) 市民参加について

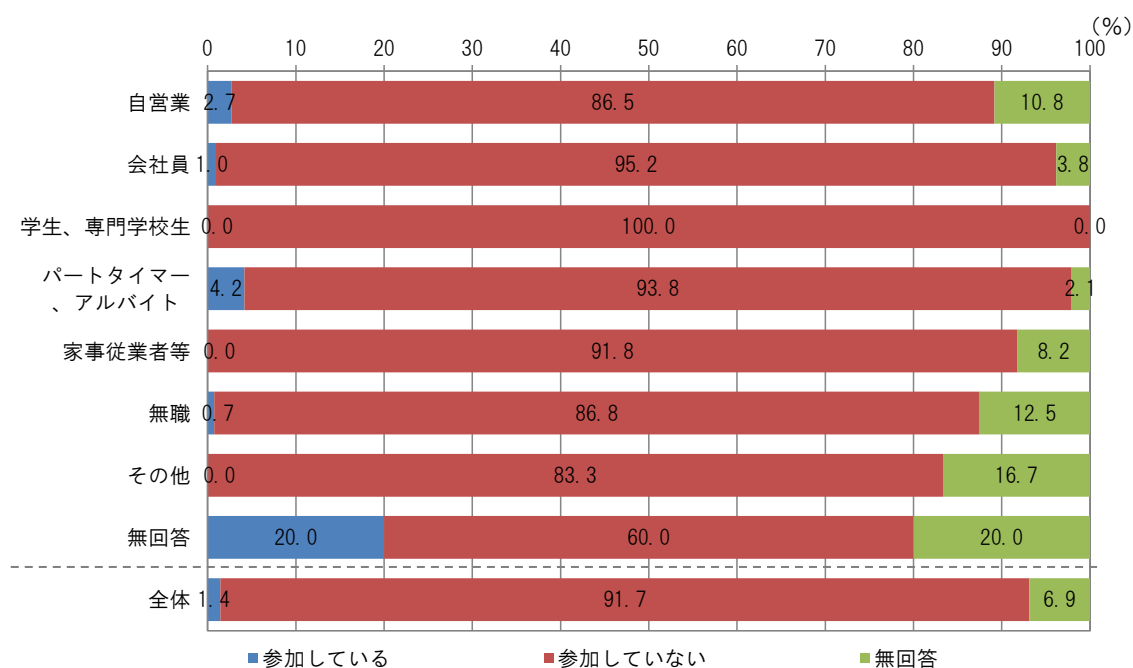
① 市民参加の実態について

緑と水に関するボランティア活動については、約9割の方が参加していない状況で、職業別にみると、「パートタイマー、アルバイト」と「自営業」の方が他の職業の方に比べてわずかに多くなっています。

問 現在、緑と水に関するボランティア活動に参加されていますか。



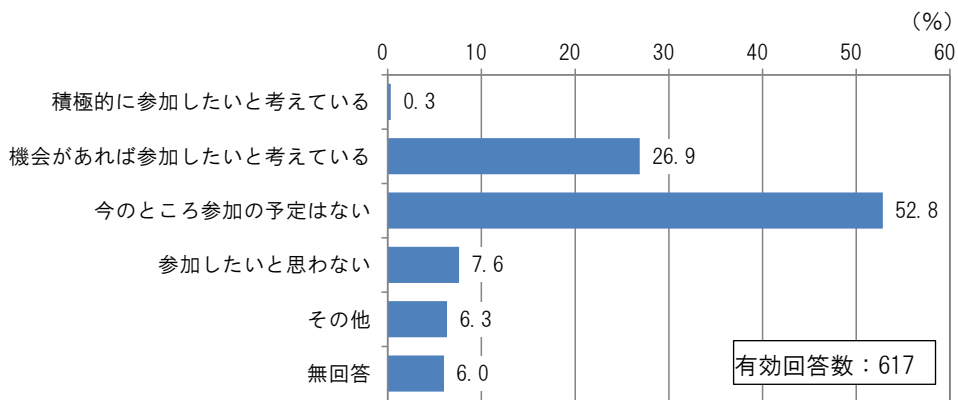
【職業別】



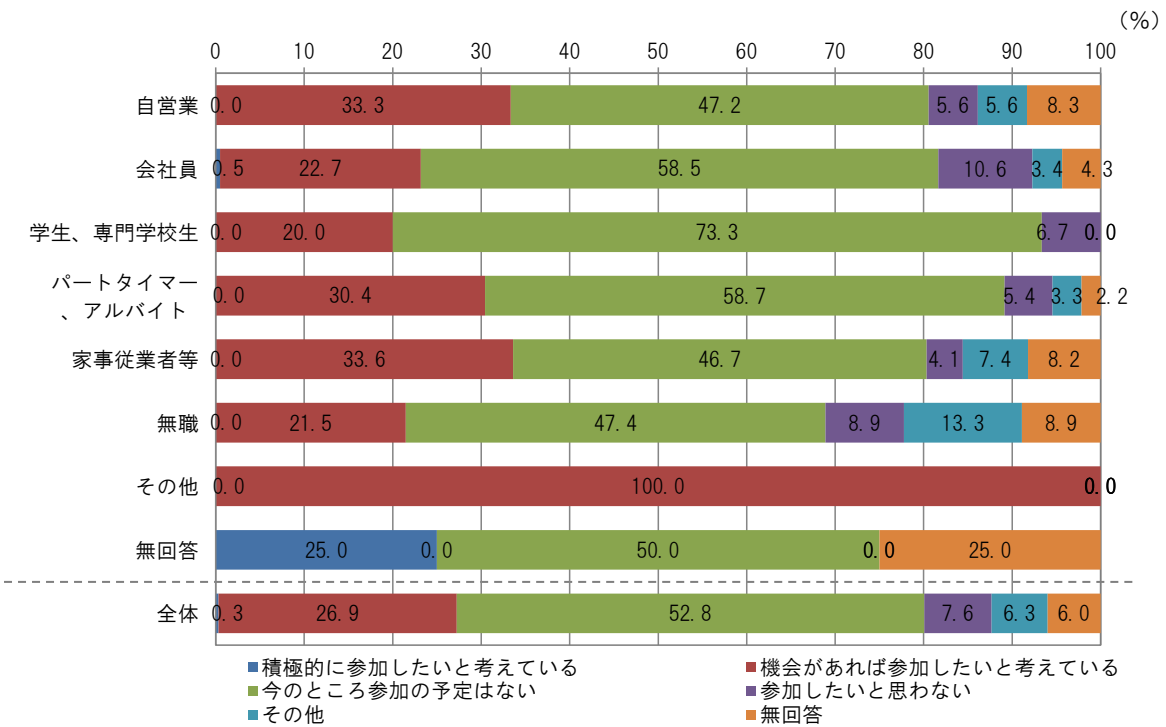
② 市民参加意向について

市民参加について、「今のところ参加の予定はない」方が半数以上を占める一方、約3割の方が「機会があれば参加したいと考えている」と回答しています。
 職業別では、「家事従業者」、「自営業」、「パートタイマー、アルバイト」で3割以上が「機会があれば参加したいと考えている」と回答しており、他の職業の方に比べて高い参加意向を示しています。

問 現在「参加していない」方について、今後、緑と水に関するボランティア活動に参加したいとお考えですか。



【職業別】



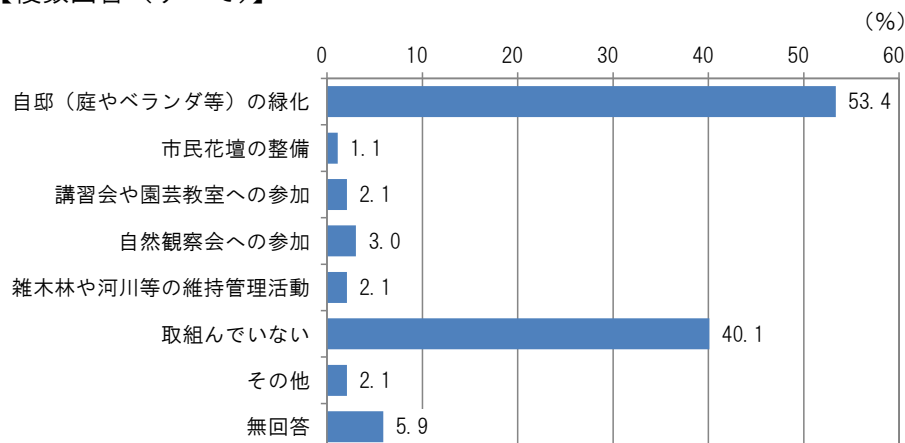
自身の取組み実態について

現状、約半数の方が「自邸の緑化」に取り組んでいますが、それ以外の取組みについては、すべて合わせても1割程度の状況にあります。

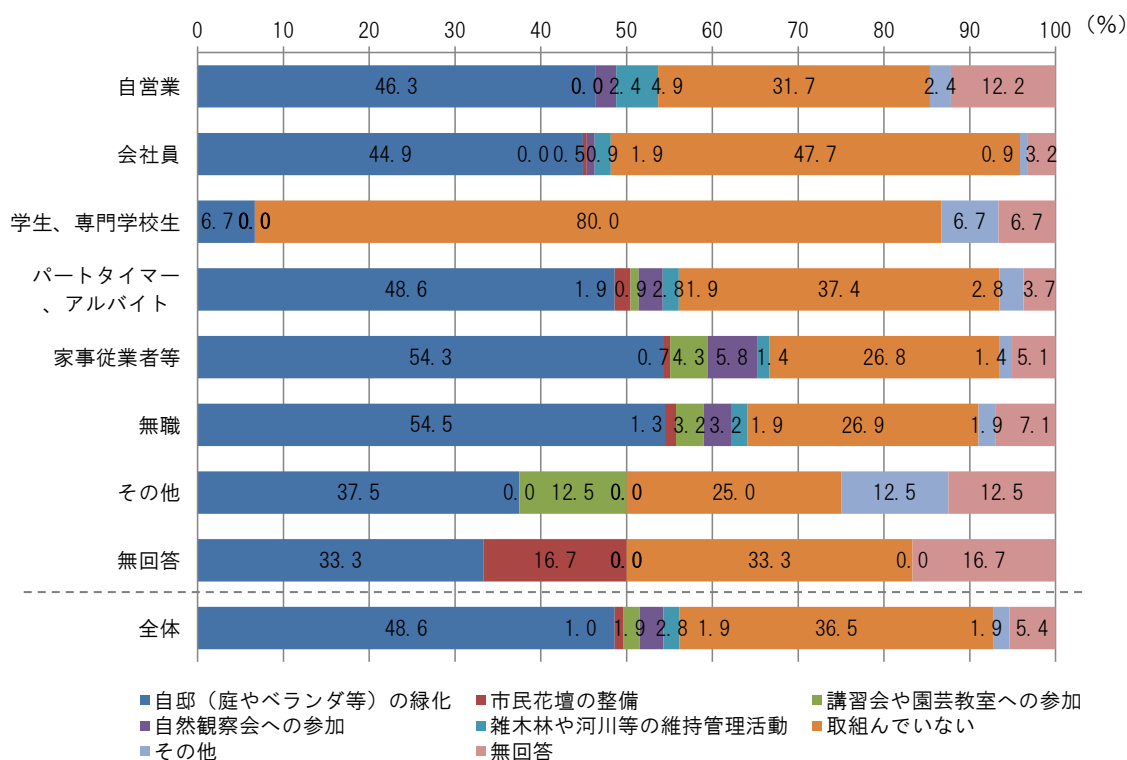
職業別にみると、「講習会や園芸教室への参加」が「自営業」「会社員」「学生、専門学校生」でまったくみられない状況にあります。

問 ご自身で緑と水を守り、育むために取り組んでいることはありますか。

【複数回答（すべて）】



【職業別】

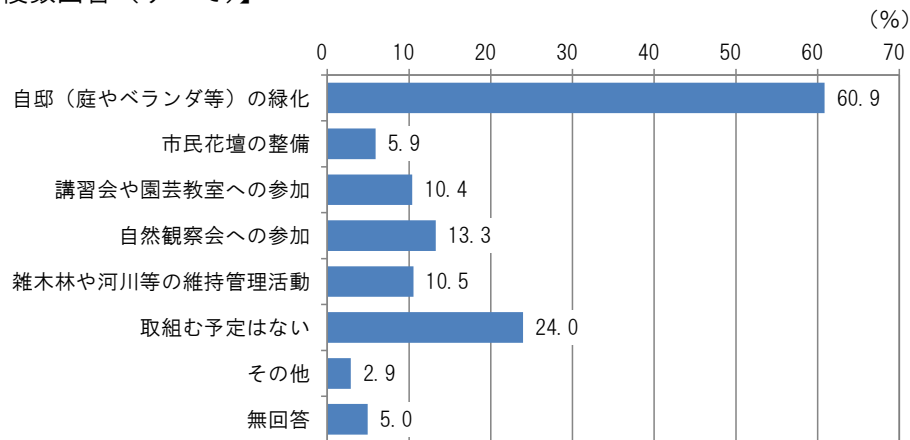


③ 自身の取組み意向について

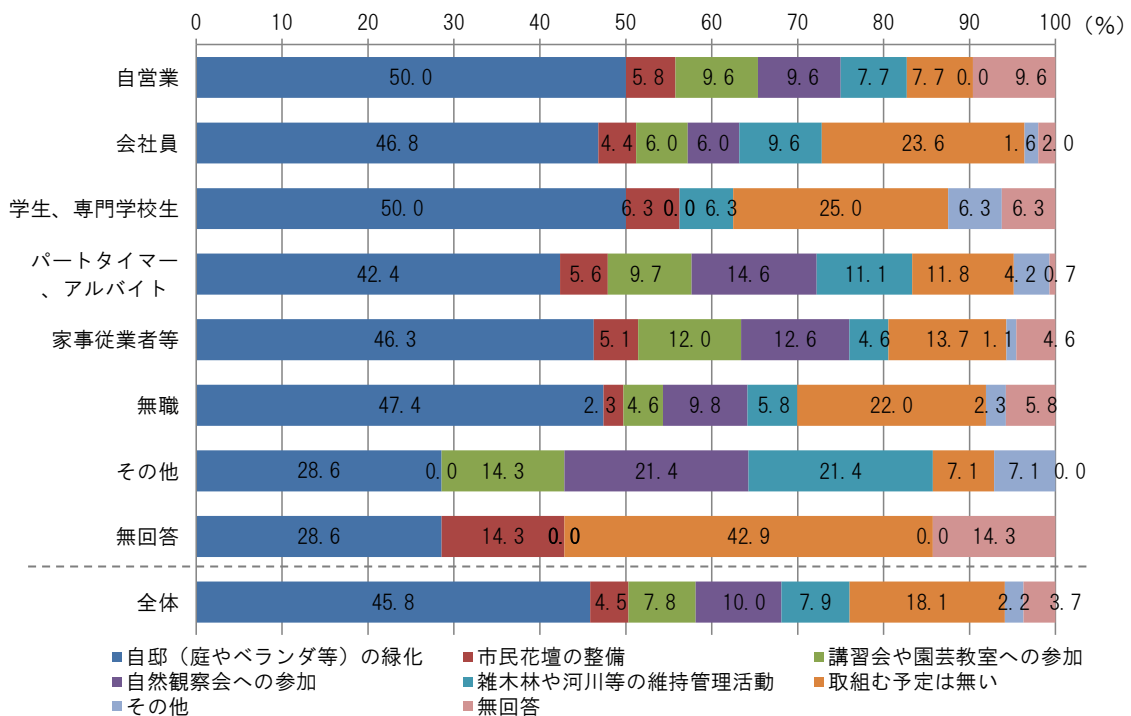
今後の参加意向では、取組み実態と同様に「自邸の緑化」が最も多い状況ですが、「自然観察会への参加」、「講習会や園芸教室への参加」、「雑木林や河川等の維持管理活動」などにも一定のニーズが見られます。
 特に、「家事従業者」、「パートタイマー、アルバイト」の方が、他の職業に比べ「自然観察会への参加」、「講習会や園芸教室への参加」の回答が多くなっています。

問 ご自身で緑と水を守り、育むために今後、取組みたい、もしくは継続して取組みたいとお考えのことはありますか。

【複数回答（すべて）】



【職業別】



(5) 緑と水に期待する役割について

緑と水に期待する役割としては、「生活にうるおいや安らぎを与える場」が最も多く半数以上の方が選択しています。それに続いて「生物多様性保全の場」、「地球温暖化の緩和の役割」、「都市の気温上昇の緩和の役割」、「防災や減災の役割」となっています。

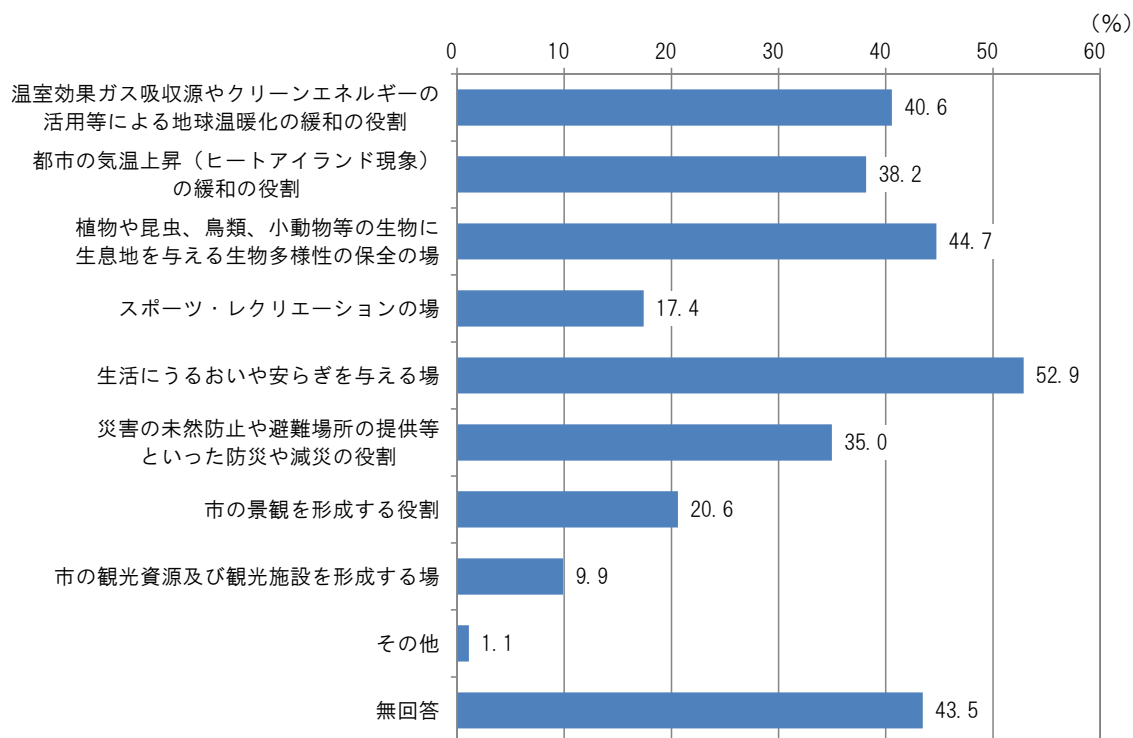
その一方で、「観光資源及び観光施設を形成する場」、「スポーツ・レクリエーションの場」は、比較的少なくなっています。

また、年齢別では、年齢が低い方ほど「スポーツ・レクリエーションの場」と回答した方が他の年齢に比べ多くなっています。

全体の傾向として、年齢による顕著な差異はありません。

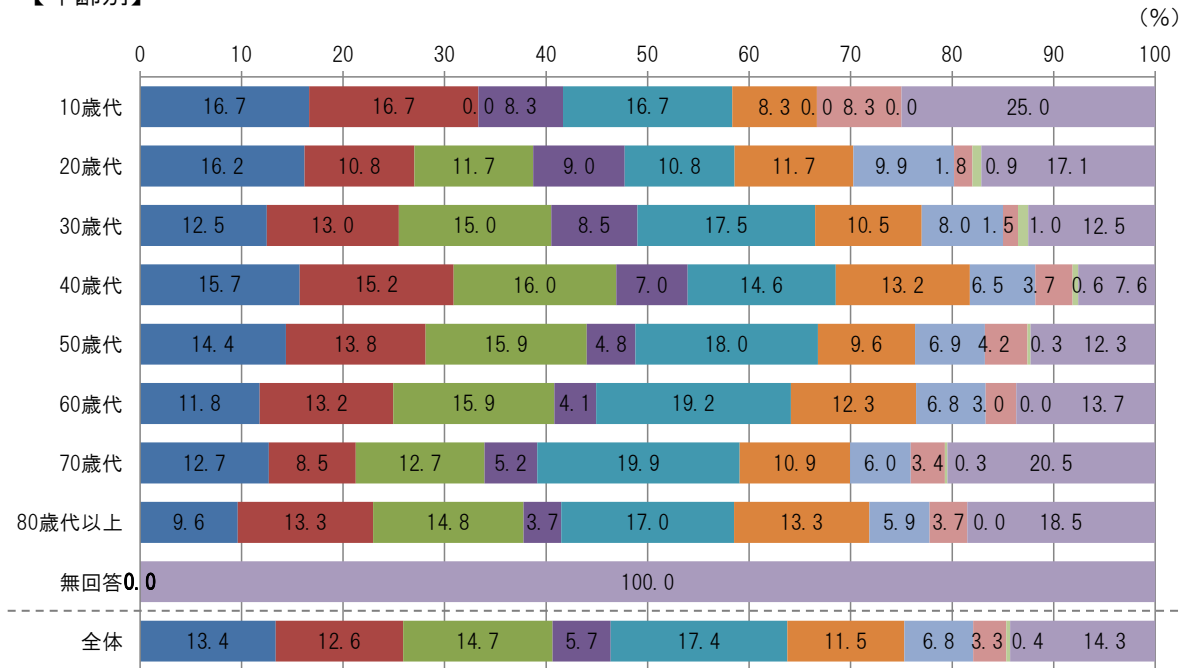
問 今後、緑と水にどのような役割を期待していますか。

【複数回答（3つ以内）】



資料

【年齢別】



- 温室効果ガス吸収源やクリーンエネルギーの活用等による地球温暖化の緩和の役割
- 都市の気温上昇（ヒートアイランド現象）の緩和の役割
- 植物や昆虫、鳥類、小動物等の生物に生息地を与える生物多様性の保全の場
- スポーツ・レクリエーションの場
- 生活にうるおいや安らぎを与える場
- 災害の未然防止や避難場所の提供等といった防災や減災の役割
- 市の景観を形成する役割
- 市の観光資源及び観光施設を形成する場
- その他
- 無回答

(6) その他意見について

自由意見で多く寄せられた意見は、「狭山丘陵及び多摩湖の保全・活用」、「公園及び河川の整備」、「道路及び公園の維持管理」に関するもので、それぞれ以下のような内容となっています。

そのほか、「活動への参加ニーズ」、「狭山丘陵や公園のゴミ問題」、「積極的な情報発信(PR)」、「費用対効果を踏まえた取組み」などに複数の意見が寄せられています。

■狭山丘陵及び多摩湖の保全・活用

狭山丘陵や多摩湖の豊かな緑と水の資源を後世に引き継ぐとともに、これらの資源を緑と水に触れあえる場として有効活用してほしいという意見が多数みられます。また、狭山丘陵や多摩湖は市を代表する資源です。利用環境の整備や情報発信等の面で十分に活用されていないという意見もみられます。

■公園及び河川の整備

公園に対して、カフェ等の収益施設、親水施設、四季を感じられる植栽、子どもの利用できる施設などを求める意見が多数みられます。また、東大和南公園が良いという評価もみられます。

河川に対して、空堀川の整備が進んでいるとの意見がある一方で、親水空間や憩い空間の整備など、更なる利用環境の向上を求める意見が多数みられます。また、河川の水質向上や氾濫抑制を求める意見もみられます。

■道路及び公園の維持管理

道路に対して、強剪定されている街路樹や落ち葉処理の負担など維持管理のことも考えて緑化をしてほしいという意見が多数みられます。また、剪定や除草、老木の更新など維持管理が十分になされていないという意見もみられます。

公園に対して、植栽や遊具をはじめとした公園施設の維持管理が十分になされていないという意見が多数みられます。また、整備しても利用されていない(できない)施設や植栽しても強剪定してしまう状況では公園の意味がないという意見もみられます。

3 地域別懇談会の主な意見

東大和市の緑と水に関する魅力や課題を把握し、本計画に反映するため、8地域で地域別懇談会を開催しました。主な意見は以下のとおりです。

<p>開催日時 地域名</p>	<p>5月22日(火) 10:00~11:30 芋窪・蔵敷(1名) 5月22日(火) 14:30~16:00 奈良橋・湖畔・高木(5名) 5月22日(火) 19:00~20:30 桜が丘(1名) 5月23日(水) 10:00~11:30 清原・新堀(1名) 5月26日(土) 10:00~11:30 中央・南街(1名) 5月30日(水) 10:00~11:30 狭山・清水(5名) 5月30日(水) 14:30~16:00 仲原・向原(6名) 5月31日(木) 14:30~16:00 上北台・立野(1名)</p>
<p>市立狭山緑地</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 狭山緑地の木が育ち過ぎている 2 子どもと来て、散策をしてもらいたい 3 アスレチックのトイレを綺麗にしてほしい 4 井戸を作ってほしいが、作るのに様々な制約がある 5 工事をすると周辺の生態系が崩れると自然保護団体からクレームがくる 6 雑木林でオオムラサキを育てる活動も始まり、これから期待できる 7 狭山緑地の展望台に新しいテーブルとベンチが設置されて良かった 8 アスレチックがほとんど活用されていない 9 アスレチックが老朽化していて、子どもが遊んでいない 10 アスレチックのPRをするべき 11 緑地内の竹林を有効活用できないか 12 緑地内のごみ屋敷が目立つが木やアジサイなどで隠せないのか 13 市立狭山緑地の雑木林は、遊歩道が整備され、散策できるようになっている
<p>公園・緑地 その他の公園・緑地</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 今ある公園をどのように活用するか計画を考えた方が良いのではない 2 ベンチを増やして子どもと高齢者が一緒に利用できるような環境をつくってほしい 3 湖畔第一緑地及び湖畔第二緑地は、クレームに応じてサクラを切ったままで植える計画も予算もないので、プランを作ってほしい 4 芝中団地付近の調整池(4万t)の整備を都が進めていこうとしており、公園的な空間としていくのならば、市民の声を集めて、都に要請をしていく必要がある 5 都立東大和南公園や野火止用水など、毎日歩ける環境があるのが良い 6 公園にはシンボルとなるような大きな木を一本植えてほしい 7 誰でも花植えが出来るような花壇があると良い 8 昭和記念公園で人気の「虹のハンモック」のような場所があれば子どもが遊ぶのではない 9 ごみ箱やトイレを設置して欲しい 10 都立東大和南公園の噴水は夏にしかやっていないので、普段も水を流してほしい 11 上仲原公園に小スペースで良いので花壇がほしい 12 芋窪緑地も人が入れるような場所にしてほしい 13 清水緑道に衝立(車止め)が立っており、車イスが通れない 14 公園に草が多く生えている 15 緑道をつなげて緑を増やしてほしい 16 東大和南公園は私たちが行っても良いか悩む場所、子ども達が多く、座る場所もあまりない

公園・緑地	その他の公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 17 高齢者も子どもも一緒に過ごせるような場所な場所を作ってほしい 18 憩いの場という雰囲気が欠けている 19 ベンチなど腰を掛けるところが少ない 20 雨避けがない 21 自転車を長く駐輪できる場所がほしい 22 入場料を払ってでも見たいと思える場所を作ってほしい
水辺	多摩湖	<ul style="list-style-type: none"> 1 多摩湖自転車歩行者道のサクラなどは、かなり衰退していくものと考えている 2 サクラが衰退してきて、新しいサクラを植えないため、サクラが減っている 3 昔は農家の人が落ち葉をかき集めて肥料にしていたため、林の中がきれいだった 4 それでも農家が少ないので、藪化しており、冬には湖の水面が見えない 5 多摩湖は昔も今もオアシスである
	空堀川・奈良橋川	<ul style="list-style-type: none"> 1 市の重要な水資源であるため、環境改善等について都に対して強く申し入れをしてほしい 2 旧河道を活かした整備などの要望を続けて行ってほしい 3 空堀川沿いに東砂公園、立野窪公園、下砂公園の計画があるが事業化されていないが計画通り実施するのは難しいと思うので、小規模でいいので都の事業にあわせて整備して行ってほしい 4 水がうまく流れず、枯れ川になっている箇所もある 5 本来の川のあるべき姿を考えた整備をしてほしい 6 水量が少ない 7 空堀川が綺麗になって嬉しい 8 楽しくウォーキングできる緑と水の空堀川にしてほしい 9 トイレやベンチ、日陰を含めて整備してほしい 10 空堀川は水量乏しいが、川で泳げたら良い 11 上流の武蔵村山市での整備の影響を受けて、東大和市の水が伏水してしまっている 12 以前は上流からの水や湧水も豊富だった。今は森永頼みになっていて残念だ 13 水量について施策を講じてほしい 14 学校で使用される排水を浄化して川に流すことを国や都と協力して考えてほしい 15 都が管轄している場所と市が管轄している場所を明確に示してほしい 16 アジサイなどを植えれば人が来るのではないか 17 花壇の管理をオーナー制にして予算を掛けない方法もある
	前川	<ul style="list-style-type: none"> 1 水辺がコンクリートで固められており、生物が生息できない状態なので、環境改善してほしい 2 水量が少ない 3 前川を元の姿に戻すのは難しい 4 前川は唯一水量が豊富であるが、東村山側だけのため、なんとかしてこれらの水を循環させる方法を検討してほしい
	野火止用水	<ul style="list-style-type: none"> 1 水量が調節できていない

<p>公共空間</p>	<p>公共施設</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 玉川上水駅には花を植えるところがほとんどない 2 駅前などに花を植える場所を確保できるように計画してほしい 3 公民館にもベンチがあると良い 4 狭山公民館は花がきれいに植えられている 5 四小の南側に植えたエノキとムクノキが育って、たくさん実をつけ、生物多様性に貢献している 6 東大和駅前の噴水が壊れているが、直せないのか
<p>民有地</p>	<p>農地・市民農園</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産緑地法の改正を受けて、新たに指定された農地もあるが、農地の減少に歯止めをかけるには抜本的な対策が必要と考える 2 農作物を育てながら太陽光発電を行う「ソーラーシェアリング」という考え方もある 3 産業振興課とも連携する必要がある 4 市民農園を返してくれと言われないためには、相当の見返りを市が用意しないとイケない 5 生産緑地を貸して飲食店を出したりするのは人口増であれば可能性大だと思う 6 農地の宅地化を食い止めなければならない 7 農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とすることが重要である 8 芋窪や葎敷など狭山丘陵の周辺の畑を維持したい 9 都市化が進むことにより便利にはなったが、農地や緑が減ってしまって淋しい 10 農業体験ができる市民農園などを作ることが大切である 11 無料の市民農園があればもっと良い 12 東大和ファーマーズセンターのように道具やシャワーなどの貸出はそんなに必要ないので、借りられる農地を増やしてもらえないだろうか 13 借りられる農地面積が小さすぎる
	<p>生垣</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 植木屋に頼んで維持をするのも大変である 2 若い人は生垣をあまりやりたがらない 3 東大和市にとって重要な資源である生垣が減っている 4 ぜひ、補助金を復活させてほしい
<p>植栽木</p>	<p>更新・維持管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 木の寿命を考えた伐採や更新のマスタープランがないように思う 2 樹木の更新について、樹種は問わないが、計画に組み込んで進めてもらいたい 3 保全しながら更新してほしい 4 芋窪の樹林を「トトロのふるさと基金」によって東西の緑のネットワークが形成されるが、これをどのように活用していくのかを都と市と事業者と市民で考えていく必要がある 5 街路樹マイスターがいなく、この植木はこれぐらいで育つ、ツツジだから大きくなってもこれぐらいという教育がなされないで植えているため、道路から私の家に掛かってくる 6 剪定の時期を考えて、夏には緑陰が形成されるようにしてほしい 7 ヤマモモ通りのヤマモモの実を自由に持ち帰られるような活用をしてはどうか 8 緑地の緑がかなり巨大になっており、家が日陰になる

動植物保護活用	トウキョウサンショウウオ・ホタル	<ol style="list-style-type: none"> 1 トウキョウサンショウウオは道路脇の側溝のようなところにいるので、管理が難しい 2 トウキョウサンショウウオの卵を学校の教材として、ふ化から放流まで子ども達と一緒にやっている 3 他の土地や水で養殖されたホタルは、寿命も短く、定着しないので、ホタル養殖には限界がある 4 野火止用水では、水路の構造や水温、湿度や照度などの周辺環境の工夫が必要 5 近隣住民が夜間の照度を抑えるなどホタルへの配慮をすると良い 6 野火止用水のホタルは、今のままの取組みでは回復しない 7 野火止用水の環境とホタルが生息できる環境条件が一致していない 8 野火止用水はホタルが生存できる環境なのか、ホタルの生息するビオトープ管理者の知恵や力を借りながら考えてほしい 9 野火止用水のホタルの個体数に関する記録を取ってほしい 10 ホタルの個体数が回復しないのであれば看板は撤去すべきである 11 ホタルがいる湖畔ビオトープは湧水を使用しており、土もしっかりしている 12 野火止用水は夜間も明るいため、ホタルの自然繁殖が難しい 13 野火止用水だけでなく、他の場所でホタルを育てることを検討も必要になってきている 14 湖畔ビオトープでは毎年ホタルの生息が確認されていると聞く 15 ウォーキングコースでホタルが見られる場所と書いてあるがホタルがないので案内できない 16 ホタルに関する看板の文字が薄くなって読めなくなっているのので、撤去した方が良い
	その他動植物	<ol style="list-style-type: none"> 1 丘陵地帯で水辺がないので、様々な動植物を守るためにも水辺を作りたい 2 都立東大和公園のアカマツはマツクイムシが原因で1年で100本ぐらい枯れていた 3 都立東大和公園にハルゼミが生息していた 4 都立東大和公園には多摩地区では唯一のハルゼミの生息地と言われている 5 狭山丘陵には多摩地区では絶滅していたと考えられていたコウモリカズラが発見されている 6 ハルゼミ、ヤマトタマムシの個体数が減った 7 昔は、前川に絶滅危惧種になっているムサシタナゴがたくさんいた 8 前川・玉川上水・空堀川にいた生物が工事の影響によりいなくなってしまった
外来種対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 ナガミヒナゲシ、オオキンケイギク、ワルナスビなどの駆除について考えていきたい 2 多摩湖の中堤防の斜面もオオキンケイギクが繁茂している 3 外来種（オオキンケイギク等）により、ジャノメギクが少なくなってしまった 4 計画の中にも外来種について触れてほしい 	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ボランティア活動 ・市民協働</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 萌芽更新をボランティアで行っているが人手が足りない 2 伐採するだけでなく、伐採した枝をどのように生かしていくかを考えている 3 都立東大和公園ではアカマツの育成に取り組んでいる 4 次の世代に繋げることができるようにしたい 5 年齢が極端なので、中間の世代がほしい 6 114 件ものプログラムがあるが、これだけはやりたいというものを 10 個くらい挙げ、絶対に未実施にしないテーマとして取り組めば、市民としても協力しやすい 7 活動する市民がつながる仕組みを考えてほしい 8 野火止用水（玉川上水・分水網）が、「プロジェクト未来遺産」に登録されたことも踏まえ、市民に広く知ってもらう一環として取り組んでいる 9 環境課の「花づくり講座」も門戸を広くし、様々なネットワークがつくれるようにしてほしい 10 「花＊みどりカフェ」など市民は市民で一生懸命取り組んでいくが、支援や受け皿づくりなど 行政も一緒に取り組んで行ってほしい 11 「トトロの森」で市外からのボランティアが来て活動することになるが、市内の緑の保全を市外の方にお任せするのは市の恥ではないか 12 官民連携ではなく、民民連携ではないか 13 財政が厳しくなれば、雑木林の会等のボランティアの方々に依存する割合が上がる 14 様々な面で市民協働体制の構築やそれをより強固にしていこうというのを言っているが、ボランティアばかりで良いのか 15 野火止用水のホタルもボランティアの方が大変苦勞されている 16 ボランティアに参加している人が増えている 17 緑がある恩恵を理解してもらえばもっと取り組んでもらえるのではないのか 18 家の庭をバラなどの花でいっぱいに行っている人もいて、そうした家を見て歩くウォーキングコースも面白い 19 建て詰まった宅地では花植えはできない 20 市民・企業・行政の協力の重要性が高まっている 21 毎月 1 回マイナスドライバー一本で通りがかりの溝の草を取ってやるような掃除も春先にやるだけで草が蔓延らないので、春の草は丁寧にやった方が良い 22 若い人を増やしていくためには、市民や職員が緑に関する意識を持って、身近な人と行ってみるのが良い 23 東大和市の雑木林の会や環境の会は高齢化している 24 口コミで呼び込みを行えば、関心のある人が来てくれる
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">情報発信</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民でも狭山緑地がどういうところか知らないのでは、狭山緑地の知名度をもう少し上げたい 2 市の北側周辺の方は狭山緑地のボランティア活動を知っている 3 多くの方に知ってもらうのは良いことだが、そこへ来て妨害する人が出てくると困る 4 都立東大和公園でのアカマツ等の保護活動が市民にどれだけ理解されているのか 5 雑木林を作るための伐採等の手順や計画を周辺だけで、市全体に周知していない

<p style="text-align: center;">情報発信</p>	<ol style="list-style-type: none"> 6 情報は随時提供してほしい 7 都と市の情報交換も重要である 8 市が入手した情報を「環境ニュース」のような形で発信してほしい 9 ホタルのPRをしているが、PRと実態が異なっている 10 緑の基本計画についてPRを行い、考えてもらうことで緑・水の大切さがわかってもらえるのではないかと 11 情報はHPでなく、市の掲示板に載せるべき 12 イベントなどに関する宣伝をもっとするべき 13 市民に関心を持ってもらい、協力してもらえるようにすることが一番大きな課題である 14 イベントに関する認知度が低い 15 みんなが見て分かってもらえるような市報でないと言えない 16 事前にイベント情報を知らせることは良いが、人が来る生きる計画をしないとイケない 17 もっと宣伝をしてほしい 18 イベントで人が来るのは良いが、来てもゴミを落としていだけなので、有名にしなくても良いと思う 19 ホタルやトウキョウサンショウウオに関するPRをもっとしてほしい 20 市民に説明をする際には、資料に具体的なイメージ図があると良い 21 計画が出来たら、HP上でなく、公民館などに冊子として置いてほしい 22 福祉の部門などとも連携していけば、人を呼び込めるまちになると考える 23 都市部の人はあまり緑地の方に来ない 24 緑の散歩マップに民間のトイレやAEDの設置箇所も掲載してほしい
<p style="text-align: center;">緑と水の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 多摩湖一帯の水面と緑地を除くと、緑地面積の減少も急激なものになるのではないかと 2 公園も緑地としているが、砂利が引いてあって遊具があるだけの公園を緑地と考えて良いのか 3 市街地部分の緑をどれだけ充実させていくか、水辺を豊かにしていくかという視点が大事である 4 少ない公園や緑地をどうしていくかといった部分に重点を置いた施策に向かってほしい 5 水・緑・農地と地球温暖化などの問題をうまく結びつけていくことも大事である 6 前川はコンクリート張り、二ツ池には水があるが下流がすべて住宅、多摩湖の水も使えないので東大和市はきれいな水があるとは言えない 7 空堀川は緑と水に関連付けることが非常に難しい川である 8 水の問題をどうするかということも施策に取り込んでほしいと考えている 9 活用と保全是相反する 10 初めから観光資源にするのではなく、今ある資源がより良いものになれば、結果的に市外から人が入って来るという観点もほしい

吉岡邸	<ol style="list-style-type: none"> 1 出入口辺りにヤマブキやシュウカイドウなどの花を植えたり、木を伐採したりするときれいで入りやすい 2 駐車場計画については、美観の面から考えると生垣を撤去して駐車場にするというのはナンセンスである 3 近隣に空いている駐車場があるので、そこを使えば良いのではないか 4 障害者のための車寄せスペースだけで十分だと考える 5 木が育ち過ぎていて、近隣住民に迷惑をかけており、近隣住民との協調も大事となる 6 向かいの民家のケヤキも根が道路まではみ出し、舗装が浮いてしまっている 7 駅から近く交通の便も良いところなので、敷地内に駐車場を作るのはもったいない
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の職員の方々も少しでも興味を持って、どうやって保全していくかをもっと分かってほしい 2 多摩湖や一帯の緑と市民をどう結び付けていくかが重要、都と市や市民が話し合う場をつくることも計画に位置づけてほしい 3 他の計画との整合性や調和が重要 4 国レベルの問題になるが、法律・条令同士の整合性がなく、効果がないということもあるので、縦割りでなく、横も見してほしい 5 生物の多様性や多様な文化を受け入れることをしないといけない 6 資金がなく、できることが制限されているので、資金をどう使うか工夫をしていかなければならない 7 緑を慈しみ、育てるということに関心を持ってほしい 8 小学校教育で校外活動をセーブしているが、昔は緑に親しむ時間が作られていた 9 どのように歩きやすい散歩道を作るか、信号機も含めて検討が必要である 10 道路にペイントや標識を 100m置きにすることで、「推奨遊歩道〇号」や「ここからここまで〇km」等の表現ができる 11 東京街道団地は都が主体で市はあまり関与していないため、住民の意見を発するところがない 12 落ち葉のクレームで木を伐採する前に、緑の計画をきちんと説明して理解を得るなどの処置も考えてほしい 13 お金がかからない緑の保全方法を検討してほしい 14 ごみ箱の設置やごみの持ち帰りキャンペーンをやってほしい 15 市の予算から毎年いくらか積み立てて環境のために 10年サイクルで使う仕組みを作ってほしい

4 緑の基本計画改定の経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 29 年 11 月 1 日	第 1 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市緑の基本計画の改定について 現行計画の施策進捗状況について 東大和市緑に関する市民アンケート(案)について
平成 29 年 11 月 15 日	第 1 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市緑の基本計画の改定について 東大和市緑に関する市民アンケート(案)について 今後のスケジュール及び現行計画の施策進捗状況の把握・調査等
平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 1 月 9 日	緑と水に関する 市民アンケート調査	18 歳以上の市民（無作為抽出） 配布数 2,000 票、総回収数 626 票
平成 29 年 12 月 15 日	関係各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 施策及び事業の進捗状況について
平成 29 年 12 月 22 日	関係各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 施策及び事業の進捗状況について
平成 30 年 2 月 5 日	第 2 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 緑と水の現況について（報告） 緑と水の課題の整理について 改定の方向性について
平成 30 年 2 月 19 日	第 2 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 緑と水の現況について（報告） 緑と水の課題の整理について 改定の方向性について
平成 30 年 3 月	中間のまとめ・公表	
平成 30 年 5 月 15 日	まちづくりニュース 発行	
平成 30 年 5 月 22 日・ 23 日・26 日・30 日・ 31 日	地域別懇談会（8 地域）	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市緑の基本計画改定に向けた市の 取組み状況などの説明 参加者 21 人
平成 30 年 8 月 3 日	第 3 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域別懇談会の開催結果について（報告） 施策及び取組みについて 第二次東大和市緑の基本計画（たたき台） について
平成 30 年 8 月 21 日	第 3 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 地域別懇談会の開催結果について（報告） 緑と水の基本方針の見直し方針案につ いて 施策及び取組みの見直し案について

資料

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 30 年 10 月 22 日	第 4 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	• 第二次東大和市緑の基本計画（素案その 2）について ① 確認指標及び目標量について ② 「重点取組」の設定について ③ 計画推進に向けた仕組みについて
平成 30 年 11 月 12 日	第 4 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	• 第二次東大和市緑の基本計画（素案その 2）について ① 計画の目標について ② 「重点取組」の設定について ③ 確認指標について ④ 計画推進に向けた仕組みについて

東大和市緑の基本計画改定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 現行の東大和市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）を改定するため、東大和市緑の基本計画改定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、基本計画の改定に関して必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。

(構成等)

第3条 検討委員会は、環境部長、都市建設部長、企画課長、総務管財課長、防災安全課長、産業振興課長、観光推進担当副参事、地域振興課長、土木課長、下水道課長、教育総務課長、社会教育課長及び中央公民館長の職にある者をもって構成する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。この場において、委員長は都市建設部長の職にある者を、副委員長は環境部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は検討委員会を招集し、総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第4条 検討委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、又は意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、環境部環境課及び都市建設部都市計画課において処理する。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、市が基本計画の改定事務を終えるまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月30日から施行する。

2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。

東大和市緑の基本計画改定庁内検討委員会委員名簿

所 属	氏 名
◎都市建設部長	直 井 亨
○環境部長	松 本 幹 男
企画財政部 企画課長	荒 井 亮 二
総務部 総務管財課長	岩 本 尚 史
防災安全課長	東 栄 一
市民部 産業振興課長	小 川 泉
観光推進担当副参事	宮 田 智 雄
地域振興課長	大 法 努
都市建設部 土木課長	寺 島 由紀夫
下水道課長	廣 瀬 裕
学校教育部 教育総務課長	石 川 博 隆
社会教育部 社会教育課長	佐 伯 芳 幸
中央公民館長	尾 又 恵 子

※ ◎は委員長 ○は副委員長

東大和市緑の基本計画改定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 現行の東大和市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）の改定に当たり、有識者、関係機関、市民等の意見を反映させるために、東大和市緑の基本計画改定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、基本計画について意見をまとめ、市長に報告する。

(構成等)

第3条 懇談会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 関係機関及び関係団体 4人
- (3) 市と協働している団体及び個人 2人
- (4) 公募による市民 3人以内

2 懇談会に座長及び副座長を置く。この場において、座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

3 座長は、懇談会を招集し、総括する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて、懇談会委員以外の者の出席を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、環境部環境課及び都市建設部都市計画課において処理する。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、市が基本計画の改定事務を終えるまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月30日から施行する。
- 2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。

東大和市緑の基本計画改定懇談会委員名簿

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	◎金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
関係機関及び 関係団体	竹内 高広	東京都環境局多摩環境事務所自然環境課長
	中尾 信行	東京都建設局西部公園緑地事務所工事課長
	○宮崎 晃	東京みどり農業協同組合役員
	柳田 恭彦	森永乳業株式会社東京多摩工場長
市と協働している 団体及び個人	岩田 洋	東大和市狭山緑地雑木林の会
	小倉 安洋	緑のボランティア
公募による市民	磯脇 桃子	
	杉本 はるみ	
	山崎 喜美子	

※ ◎は座長 ○は副座長

用語集